

劇場等演出空間の運用および 安全に関するガイドライン

～ 公演にたずさわるすべての人々に ～

はじめに

2006年に公演制作現場での事故が続いたことを憂い、公演制作を担う関係者が立場を超えて集い、劇場等演出空間運用基準協議会（基準協）を創設しました。基準協は、劇場、屋内外の仮設舞台など劇場等演出空間での創造性あふれる自由な表現活動のさらなる発展に資するため、劇場等演出空間での安全確保を図る運用基準の作成と普及を目的としています。

公演制作における安全確保を図っていくための第一歩として、以下の点に重点をおいて、実演芸術にかかわる人々の制作作業における共通認識としての「ガイドライン」をまとめました。

- ・制作現場の安全衛生を図る管理体制を明確にすること。
- ・制作作業に参加するさまざまな分野の人々が安全に関し共通の意識をもつこと。
- ・上記のもとに各人が行うべき共通事項を明らかにし、安全に作業するための技術と意識の向上を図ること。

公演制作は、制作、演出家、舞台美術、照明、音響、映像のデザイナー、舞台監督、舞台、照明、音響、映像の技術者、実演家、そして劇場の技術者と多様な職種、職能の人間が参加しています。このガイドラインは、まず公演制作に関わる人々が分担してつくりあげる安全衛生管理体制の内容と、公演制作におけるそれぞれの役割と責任との関係を明らかにしました。

次に、公演制作のプロセスを7つの段階、すなわち企画、稽古場での稽古とプランニング、公演準備、搬入・仕込み、公演、撤去・搬出に分け、それぞれの工程ごとに参加するスタッフが行わなければならない事項を整理し、共通に認識しておくべき事項として盛り込みました。

安全衛生管理体制については、劇場等演出空間の公演制作の体制に沿って、労働者の安全と健康の確保および快適な職場環境の形成の促進を目的として定められた法律、労働安全衛生法（安衛法）の考え方に基づきガイドラインを作成しています。労働安全衛生法においては、業種および事業所規模ごとに体制整備のあり方を規定しています。ただし、法律では対象業種として公演制作について規定していませんが、高所や開口部作業による墜落、懸垂物の落下、暗所作業など意識的に安全を確保する必要があるため、本ガイドラインでは、危険性の高い、多様な事業者等が混在して作業する現場の体制づくりに準じて作成しています。法令上では「統括安全衛生責任者」を選任する責務はありませんが、自主的な措置として安全確保を目指すこととしました。そして、安全意識をあえて喚起するために安全衛生管理体制の整備については法律用語をそのまま採用して作成しました。

本文中 3 ページの「公演制作における安全衛生管理体制の基本」(図 1) は、安全衛生管理体制の原則を表現した概念図です。安全衛生管理体制は公演制作サイドが構築し、参加する事業者等と役割を分担し、劇場・施設等との連絡、情報共有により安全を確保する道筋をつくりました。劇場主催の公演については、劇場が安全衛生管理体制整備を行い、共催・提携などの形態については、事前に役割分担を明確に決める必要があるでしょう。また、演劇やコンサートなど公演制作分野の違いや作品の規模により、体制や参加スタッフの相違など様々な形態が想定されます。具体的な体制については実態に即して対応することが必要です。

2011 年 3 月 11 日には東日本大震災が起き、東北の沿岸部は地震と津波により甚大な被害を受けました。地震の影響は関東を含め広範囲にわたったため、多くの施設で公演の中断・続行や中止の判断、迅速・的確な観客の避難誘導が必要となりました。また、施設の避難所としての利用といった事態となり、非常時での対応を求められました。そのため、本ガイドラインでは、公演中の留意事項を見直し、「危機発生時の避難措置」を新たにまとめました。

今回の 2012 年版に示せなかった領域、事項については、引き続き検討を行いまとり次第、改訂版を編集する予定です。ガイドラインが安全に向けての共通認識を醸成し、劇場等の固有な現場に沿ったそれぞれの安全基準が形成され、豊かな公演活動が進むことを願っています。

このガイドラインは基準協を構成する団体の会員から多くの専門家の参加を得て、とりまとめました。各分野から危機意識を持った多くの専門家による真摯な議論が進められましたことを申し添え、ここに感謝申し上げます。

なお、ガイドラインはPDFファイルで以下のURLからダウンロード可能です。このガイドラインの周知にご協力いただくとともに、ご意見をお寄せ頂ければ幸いです。

URL : <http://www.geidankyo.or.jp/kijunkyo> E-Mail : kijunkyo@geidankyo.or.jp

劇場等演出空間運用基準協議会

目 次

1. 目的および適用範囲	1
(1) 目的	1
(2) 適用範囲	1
2. 劇場等演出空間における安全衛生管理体制	1
(1) 安全衛生管理体制の整備	1
1) 安全衛生管理体制の整備	1
2) 安全衛生連絡協議会の設置等	2
3) 安全衛生教育の実施	3
4) 安全衛生活動の実施	3
5) 危機管理体制の整備	3
(2) 劇場等演出空間における職能の役割と責任	3
3. 劇場等演出空間における安全衛生管理	11
(1) 公演制作過程における責任と役割	11
(2) 公演制作過程	13
1) 企画：稽古場に入るまでの期間	13
2) 稽古場での稽古：稽古場～劇場入りまでの期間	14
2－1) 稽古場仕込み	14
2－2) 稽古開始	14
3) 公演準備	15
3－1) 全体での確認作業	15
3－2) 作成する書類関係（参考資料参照）	15
3－3) 制作者と劇場技術管理者との打ち合わせ	16
3－4) その他	16
4) 搬入・仕込み：劇場入り～出演者が入るまで	17
4－1) 搬入：大道具や機材などを搬入する	19
4－2) 舞台機構・大道具仕込み	20
4－3) 照明仕込み：照明機材を照明ブリッジなどに吊り込みなどを行う	21
4－4) 音響仕込み	21
4－5) 映像仕込み	22
4－6) タップ合わせ	22
4－7) 各場飾り	23
4－8) 照明フォーカス	23

4 - 9) 明かり合わせ（プログラム）	23														
4 - 10) 映像調整	23														
4 - 11) 音出しチェックと調整	23														
4 - 12) 転換稽古	24														
4 - 13) 整理整頓および搬出作業	24														
5) 舞台での稽古：出演者入り～初日まで	24														
5 - 1) 出演者が舞台に上がる前の安全確認として	24														
5 - 2) 出演者へのオリエンテーションとして	24														
6) 公演：初日～公演終了まで	25														
6 - 1) プリセット	25														
6 - 2) 公演	26														
6 - 3) 終演後の退館	26														
7) 撤去・搬出：公演終了～劇場退館まで	26														
7 - 1) バラシ打ち合わせ	27														
7 - 2) バラシ	27														
7 - 3) 搬出	28														
7 - 4) 現状復帰と退館	28														
7 - 5) 廃棄処理	28														
7 - 6) 保管	29														
7 - 7) メンテナンス	29														
(3) 危機発生時の緊急措置	29														
4. 電気の安全事項	31														
(1) 電気設備の安全事項	31														
<table> <tr> <td>A：対地電圧の制限</td> <td>H：分岐回路</td> </tr> <tr> <td>B：仮設電源</td> <td>I：電圧降下</td> </tr> <tr> <td>C：電路の絶縁</td> <td>J：接地</td> </tr> <tr> <td>D：使用電線</td> <td>K：感電防止等の地絡保護</td> </tr> <tr> <td>E：電線の接続</td> <td>L：舞台「灯入れ」、星球等の回路</td> </tr> <tr> <td>F：電路の過電流保護</td> <td>M：ノイズ防止対策</td> </tr> <tr> <td>G：幹線</td> <td>N：機器、機材の安全事項</td> </tr> </table>		A：対地電圧の制限	H：分岐回路	B：仮設電源	I：電圧降下	C：電路の絶縁	J：接地	D：使用電線	K：感電防止等の地絡保護	E：電線の接続	L：舞台「灯入れ」、星球等の回路	F：電路の過電流保護	M：ノイズ防止対策	G：幹線	N：機器、機材の安全事項
A：対地電圧の制限	H：分岐回路														
B：仮設電源	I：電圧降下														
C：電路の絶縁	J：接地														
D：使用電線	K：感電防止等の地絡保護														
E：電線の接続	L：舞台「灯入れ」、星球等の回路														
F：電路の過電流保護	M：ノイズ防止対策														
G：幹線	N：機器、機材の安全事項														
(2) 仮設電気設備の施工	35														
(3) 保守点検（メンテナンス）	35														

5. 劇場等演出空間の施設管理	36
(1) 舞台設備の管理	36
1) 日常点検	36
2) 定期点検	37
3) 中長期整備計画	37
(2) 施設での公演	38
6. 仮設舞台の安全事項	38
7. その他	38
(1) 関連法規	38
(2) 特定の作業に求められる資格等	43
(3) 参照すべき文献	44
参考資料	45
1) 使用申し込みにあたって劇場・ホールからの使用案内	47
2) 使用申し込みにあたって必要な制作からの情報	47
3) 使用決定後の劇場・ホールからの情報	48
4) 公演側から劇場・ホール側へ提出（照明）	49
5) 公演側から劇場・ホール側へ提出（音響）	50
6) 公演側から劇場・ホール側へ提出（舞台）	51
7) 打合せ表事例	52
8) 平面図事例＜新国立劇場小劇場＞	53
9) 断面図事例＜新国立劇場小劇場＞	54

1. 目的および適用範囲

(1) 目的

劇場・音楽堂および屋内外の仮設舞台などの劇場等演出空間^(注1)（以下、劇場等演出空間という）での公演制作においては、豊かな創造性あふれる自由な表現活動が求められる。しかし、その実現のためには安全な公演制作環境の整備、事故の防止、危機管理など安全衛生対策の充実が必須である。そのため、このガイドラインは、公演制作における安全衛生管理体制、作業と管理に関する運用基準を定め、公演制作の円滑な

運用と安全確保を図り、もって実演芸術の発展に寄与することを目的としている。

(2) 適用範囲

このガイドラインが対象とする範囲は、演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術の劇場等演出空間での公演制作（搬入、仕込み、稽古、公演、撤去、搬出を含む）に関わる活動とする。ただし、仮設舞台の構築に関する作業は除く。

2. 劇場等演出空間における安全衛生管理体制

劇場等演出空間での公演制作における安全確保と円滑な作業遂行のため、公演制作に関わるすべての事業者は労働安全衛生関係法令の遵守に加えて、次の労働災害防止対策を講じることが必要である。豊かな創造性あふれる自由な表現活動を進めるには、参加する事業者全員が各部門の役割を十分認識した上で、分担し、連携し、それぞれの責任と義務を果たしていくことが重要である。

(1) 安全衛生管理体制の整備

1) 安全衛生管理体制の整備

劇場等演出空間での公演制作は、実演芸術分野、公演規模など公演制作ごとに多様であるが、複数の事業者^(注2)が混在した状態で作業が行われることが通常である。公演に関わる制作事業者、その他の舞台、照明、音響などを分担する事業者等すべての事業者は労働安全衛生関係法令の定めるところに加え、このガイドラインに基づき次の安全衛生管理者等を選任し、安全衛生管理体制を整備すること。制作事業者^(注3)は、整備した安全衛生管理体制を文書にてすべての事業者に周知すること。

①統括安全衛生責任者の選任

制作事業者は、公演制作現場における制作作業を統括管理する者（プロデューサー等）を「統括安全衛生責任者」として選任し、安全衛生管理者を指揮させるとともに、安全衛生に務め、次の事項を統括管理させること。（図1参照）

- a：制作作業における危険および健康障害防止措置の実施
- b：部門間の連絡および調整と、安全衛生管理に配慮した適切なスケジュール作成
- c：公演制作現場の巡視
- d：事業者が行う安全衛生教育の指導および援助
- e：危機管理対策の策定
- f：その他労働災害防止に必要な事項

②安全衛生管理者の選任

制作事業者は、制作作業を指揮監督する者（プロダクション・マネージャー、ディレクター、技術監督、舞台監督等）を「安全衛生管理者」として選任し、劇場等演出空間の施設管理者（仮設の場合は仮設舞台安全衛生管理者。以下同じ）の協力

(注1)『劇場等演出空間電気設備指針』、『演出空間仮設電気設備指針』でいう「劇場等演出空間」はこのガイドラインの「施設」に相当する。また仮設を含めた公演に係るすべての空間と定義する「演出空間」は、このガイドラインの「劇場等演出空間」に相当する。（詳細では若干の相違がある）

(注2)ここでは主催者、制作事業者、舞台、照明、音響、映像、劇場などの企画から制作作業を行うもの全てを含めている。労働安全衛生法第2条では、「事業を行う者で、労働者を使用する者をいう」と定義されている。事業者は、その事業における経営主体であるため、個人企業であれば事業主個人であり、会社その他の法人の場合は法人そのものである。

(注3)公演の企画から制作まで自らその一部または全部を行う事業者（複数存在する場合は企画を行っている事業者）、制作作業を自ら行わず複数の事業者に委託している事業者、または公演制作の仕事の全てを主催者から直接請け負っている事業者を制作事業者という。

を得て、統括安全衛生責任者の指揮のもと前項に示された事項の実施についての管理を行わせること。

③安全衛生責任者の選任

実演、舞台、照明、音響、映像、電気、劇場技術管理など各部門の事業者は、各部門ごとに現場作業の責任者を「安全衛生責任者」として選任し、次の事項を行わせること。

- a：制作作業における当該部門に係る危険防止措置の実施
- b：安全衛生連絡協議会等への参加
- c：安全衛生連絡協議会等における連絡調整事項の周知徹底
- d：その他当該部門における労働災害防止に必要な事項

また、施設管理者は、安全衛生管理者となり、施設内に安全衛生責任者、防火管理者を選任し制作事業者と連携して上記の各事項が行われるように管理監督指導すること。

2) 安全衛生連絡協議会の設置等

制作事業者と施設管理者は、統括安全衛生責任者、安全衛生管理者、各部門の安全衛生責任者、および必

要に応じ施設管理者、劇場技術管理部門の安全衛生責任者から成る安全衛生連絡協議会を公演制作の計画段階、制作着手前、制作の作業の各段階その他必要な時期に開催し、次の事項を連絡協議させること。ここでの安全衛生連絡協議会とは、スタッフ会議や施設側との全体連絡会議などに相当する。

・全ジャンルの責任者が集まり、スケジュールの確認、作業の手順および危険個所の共通認識を行う

①企画段階において本協議会で協議する事項

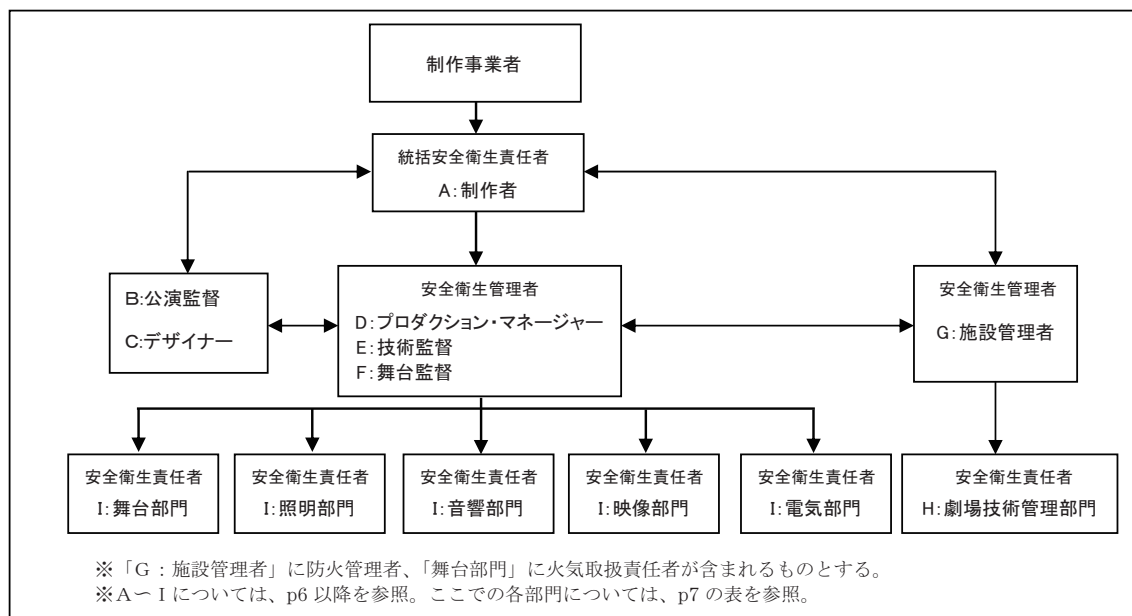
- a：制作計画の概要とスケジュール
- b：各事業者の業務の概要
- c：混在作業の概要
- d：危険予知とその対策
- e：劇場等演出空間の概要と安全上配慮すべき事項
- f：その他労働災害防止に必要な事項

②その他の段階において協議会で協議する事項

- a：安全衛生管理に関する事項
- b：危険防止、および災害防止に係る事項
- c：その他必要な事項

③必要に応じ、本協議会に施設管理者または劇場技術管理部門の安全衛生責任者の出席を求め、制作作業を行う上での留意事項、使用する設備等情報、危険

図1：公演制作における安全管理体制の基本（注4）



（注4）ここでは安全衛生管理体制の整備の基本形を図示したが、演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術の分野、大劇場から小劇場といった施設の規模、公演制作の方法によって様々なバリエーションが存在する。安全衛生管理体制を構築するための各部門の分担を明示するものであり、事故が起きた場合の補償責任体系を示したものではない。

防止、および災害防止対策を協議すること。

- a：舞台機構、設備、備品等の仕様の他、重要事項
- b：危険防止、および災害防止に係る事項
- c：その他必要な事項

④上記の協議の記録を作成し、保存すること。

3) 安全衛生教育の実施

事業者は、事業場における安全衛生水準の向上をはかるため、当該労働者に次にあげる時点において業務に関する適切な安全衛生教育を行うこと。また、職長または労働者の作業を直接指導・監督する者には随時、適切な安全衛生教育を行うこと。

- A：労働者を雇い入れたとき
- B：労働者の作業内容を変更したとき
- C：危険を伴う作業および行為につかせるとき

4) 安全衛生活動の実施

①作業開始前打ち合わせの実施

事業者は、毎日の作業開始前に自己の作業現場において従事する作業者と作業内容、作業中に予測される危険とその対策について打ち合わせを行うこと。また、必要に応じて統括安全衛生責任者、安全衛生管理者、各部門の安全衛生責任者、その他必要な者の間で当日の作業の安全に関する打ち合わせ、調整を行うこと。

②設備等の点検

事業者は、自己の制作作業で使用する設備、機材について始業点検を行い、異常等がある場合は、補修、改善等の措置を講じること。なお、使用する設備、機材が施設所有である場合は、施設管理者に対し補修改善を要請し、それが終了するまでは使用しないこと。

③取扱要領の作成

事業者は、制作作業で使用する設備、機材のうち危険が生じる恐れのあるもの、並びに作業で取り扱う危険物および有害物については、危険防止のための取扱要領書を作成し関係者に周知すること。

④整理整頓の励行

事業者は、自己の作業現場の整理、整頓、清掃および清潔（4S活動）を励行すること。

⑤その他の安全衛生活動の実施

- a：事業者は自動車運転に従事する者に法の遵守の指導を行なうと共に運転者の疲労に配慮する等、交通労働災害の防止措置を講じること。
- b：事業者は、フォークリフト、クレーン等の運転等政令で定める業務については資格を有しない者を就業させないこと。

5) 危機管理体制の整備

制作事業者および施設管理者は、公演制作の現場における自然災害、事故、騒動等による危機を想定し、以下によりその対応策を立案し、緊急時の公演停止、中止、その他の回避の対策、事態収束後の復旧対策等を指揮管理する体制を整備しなければならない。

- ①緊急連絡網の整備（所轄の警察署、消防署、保健所等を含むこと）
- ②自然災害、事故発生時の緊急措置
- ③危機管理マニュアル^{（注5）}の作成
- ④マスコミへの対応

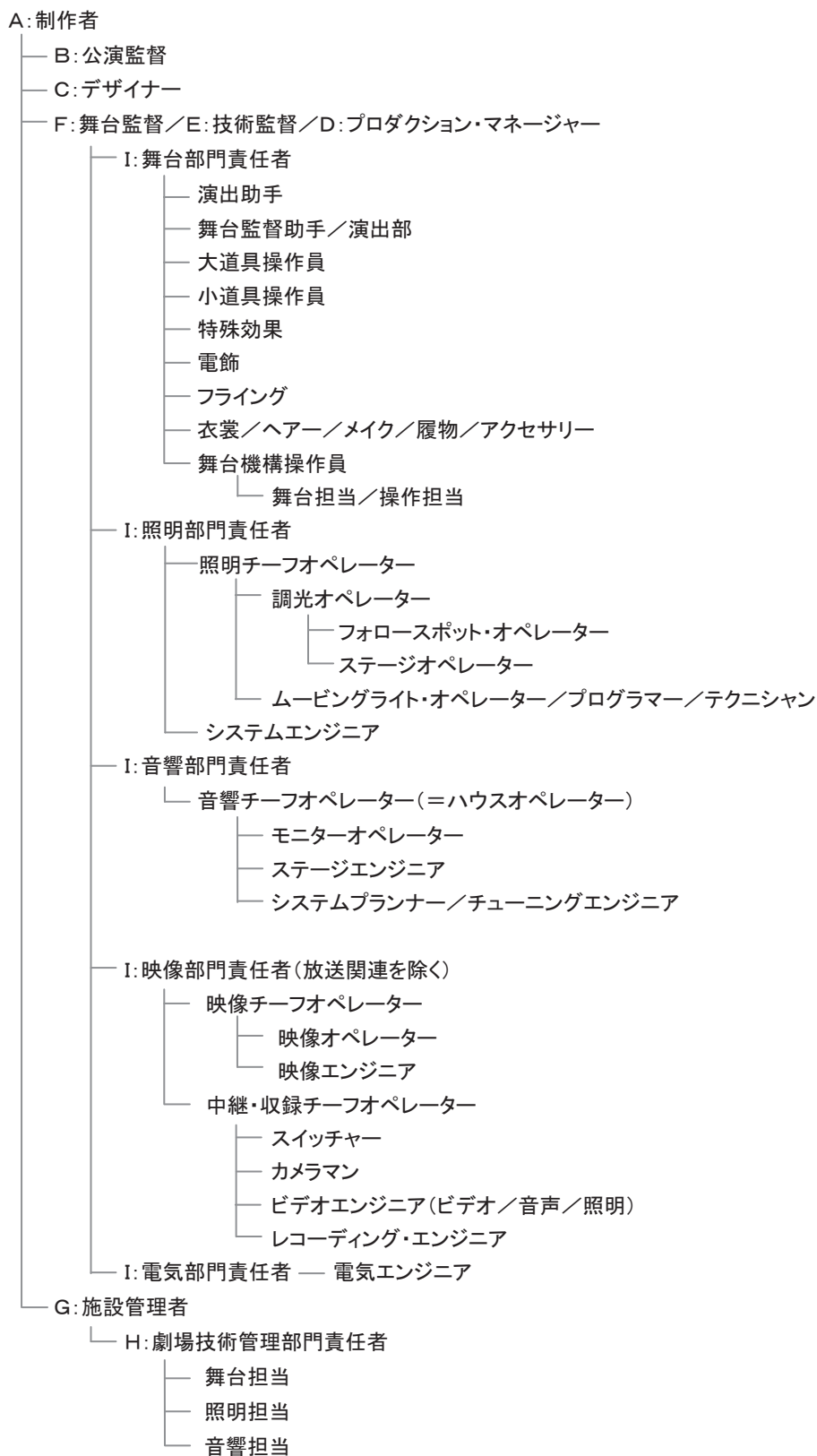
(2) 劇場等演出空間における職能の役割と責任

公演制作における安全体制づくりで、一番問題となるのは、限られた資源と時間の中で公演制作が行われるために、その役割と責任が必ずしも明確にされないままに始められることが多ことである。しかし、公演の成功と安全衛生の実現のためには、早い段階で公演制作過程における関係者の役割と責任を明確にすることが必要不可欠である。同時に、それらの役割にはそれに見合う権限が付与されるべきであり、公演制作現場に関与するすべての関係者がそのことを理解、協力し合って責任を持って実行できる体制を築くことである。

公演制作の実施体制や安全衛生管理体制は、その分野や公演規模によりさまざまであるが、ここでは共通の理解のために以下の通り整理した。

（注5）施設における緊急事態は、①自然災害、②火災や設備損壊等の事故、③テロや異臭騒ぎなど騒動が想定される。緊急事態が発生した場合、観客席、舞台上、バックステージにいる観客、出演者、公演関係者が安全に避難等対応できるように、施設ごとにマニュアルを作成すること。

図2：公演制作における職能と組織（注6）



（注6） I の各部門、H に安全衛生責任者をおくこと。

ただし、公演規模によって、複数の役割を一人の人間が兼ねる場合もあるし、反対に、一つの役割を分担する場合もある。大切なことは、上記のような役割を持った業務があり、それに伴って安全衛生を管理する人がいること、従って、その責任も常に明確にされていることである。以下に一般的な役割と業務内容および責任の概要を示す。

A：制作者（プロデューサー、企画制作者、芸術監督等）

制作者は、公演の企画を立案しコンセプトを決定する者である。従って公演制作における統括的な責任を持つ。制作者は制作事業者の指名により、統括安全衛生責任者としての任を負い、公演全体の安全衛生管理体制を整備し、労働災害防止措置を実施する必要がある。

演出家、あるいは振付家、音楽監督、その他、下記に列記する役割を負うにふさわしい人を選定し、彼らとともに公演制作過程における安全衛生に努める。具体的には、次の事項を統括管理する。

1. 制作作業における危険および健康障害防止措置の実施
2. 部門間の連絡および調整と、安全衛生管理に配慮した適切なスケジュール作成
3. 事業者が行う安全衛生教育の指導および援助
4. 危機管理対策の策定
5. その他労働災害防止に必要な事項

B：公演監督（演出家、振付家、ディレクター等）

公演監督の役割は、公演の芸術面での責任を担う。同時に、統括安全衛生責任者および安全衛生管理者と協力して、稽古と公演に関する安全衛生の確保に努めなければならない。また、安全衛生管理を委託された責任者は、自らの権限により、安全衛生管理に十分配慮されるよう、芸術面での何らかの変更について協議しなければならない。

特に、高所での演技、飛び降り、フライング、暗所での演技、戦闘や群舞など多数による演技や用具を使用する演技、爆発物等の危険物を取扱う場面など危険を伴う演技の演出を行う場合は、十分なりハ

ーサル、専門家の指導、有資格者の配置など必要な安全対策を講じるなど、労働災害防止措置を実施すること。

C：デザイナー（舞台美術家、照明デザイナー、音響デザイナー、映像デザイナー、衣裳デザイナー、特殊効果等）

公演制作の安全衛生におけるデザイナーの役割は、演出家およびプロデューサーの意図に沿ったデザインを作成し、そのデザインをもとに各部門における効果を高める責任がある。統括安全衛生責任者および安全衛生管理者と協力して、各部門（美術、照明、音響、映像、衣裳、特殊効果、他）に関する安全の確保に努めなければならない。このような場合も含め、デザインに関与する人々は、下記のことには留意しなければならない。

1. できるだけ早い段階で、そのデザインを明らかにする
2. デザインの安全性をプロダクション・マネージャーとともに確認する
3. そのデザインの安全確保が確認されない場合、プロダクション・マネージャーにより、デザイン変更も含めて安全衛生の確保について協議する

D：プロダクション・マネージャー^{（注7）}（プロダクション・マネージャー、芸術監督、舞台監督等）

プロダクション・マネージャーの主な役割は以下の通りである。また、制作事業者の指名により、安全衛生管理者としての任を負う。

1. 公演企画段階で、公演監督や各デザイナーと公演の安全衛生計画をたてる
2. 公演制作過程で生じるリスクを回避、または最小限にする
3. 適性および能力のある技術、制作スタッフを選定する
4. 他の部門に適切な情報を与え、彼らの安全衛生管理責任を果たせるようにする
5. 安全衛生管理に配慮した適切な制作スケジュールをたて、それを実行する

（注7）わが国では往々にしてプロダクション・マネージャーを明記しないが、それは、他の役割にある人々—主に演出家や舞台監督や演出助手などが代行しているのであって、プロダクション・マネージャーの役割自体がない訳ではない。

E：技術監督（技術監督、舞台監督等）

技術監督の役割は、公演制作側の技術面における責任を担う。制作事業者の指名により、安全衛生管理者としての任を負う。安全衛生管理については、プロダクション・マネージャーと協力して、主に公演施設で起こる技術的なリスクの回避と最小化にある。デザインが明らかになった時点で、出演者を含む関係者と施設側に対するリスクアセスメントを行う。特に安全衛生管理が確保できないデザインやスケジュール等が明らかになった場合、その根拠と問題点を具体的に示し、自らの責任のもとにそれらの変更を要求する権限を持つ。

F：舞台監督（舞台監督、演出助手、CUE出し等）

舞台監督の役割は、公演制作過程に出演者が参加した時から始まる。稽古開始から公演終了までの間、出演者と関係する人々の安全衛生管理にあたる。稽古場はもとより、全体スケジュールを含めた施設におけるリハーサルの手順について演出助手とともにすべての関係者と協議し、危険のないように組み立てる。制作事業者の指名により、安全衛生管理者としての任を負う。

なお、広義の意味での舞台監督は、前述したプロダクション・マネージャー、技術監督を兼ねた役割を担っているが、ここでは、それらの役割を取り除いた部分での役割をいう。公演制作の規模により、舞台監督の役割は変わるが、その役割自体がなくなるわけではない。

G：施設管理者

施設管理者の役割は、作品が公演される施設において、関係者全員の安全衛生を確保することである。関係者とは、出演者、スタッフに加え観客も含まれる。

1. 施設管理者は、施設安全衛生管理者および安全衛生責任者を選任し、制作者に周知する
2. 施設内の機構、照明、音響などの設備が安全に使用できるように整え、適切な保守点検を実施する
3. 施設、備品の重要事項について、劇場技術管理者とともに制作者に事前に説明する
4. 事前に制作者、舞台監督および技術監督等と

リスクアセスメントを行う

5. ヘルメット、安全帯等の安全装備、飲料水、医薬品、AEDなどの緊急救命装置等を装備する
6. 地震、火災や自然災害における避難計画や連絡体制などを作成し、周知・訓練を行う

H：劇場技術管理部門責任者

劇場技術管理者の役割は、その施設における機構、照明、音響の設備に精通し、公演制作現場においては、安全な作業を的確に遂行または助言を行うことである。いわば、劇場側の技術監督でもあるので、公演制作側の技術監督等との連絡、協議は欠かせない。

1. 施設の危険箇所を把握し、公演制作現場に周知する
2. 必要に応じてヘルメット、安全帯等の安全装備を着用させる
3. 施設における舞台設備を理解し、的確に運用する
4. 事前にプロダクション・マネージャー、舞台監督、技術監督などとリスクアセスメントをおこなう
5. 地震、火災時の対策や裸火の使用、危険物品の持ち込み等への対応、消防関係の禁止行為解除申請が円滑に行なわれるように、制作者とともに所轄の消防署等との打ち合わせを行なう

I：公演舞台技術者（舞台部門、照明部門、音響部門、映像部門、電気部門）

<舞台部門>

舞台、照明、音響という大きな括りで表現すると、「舞台」という部門には舞台監督、技術監督、演出部、大道具、小道具、衣裳、かつら、メイクアップ、特殊効果、劇場技術管理の機構操作部門など、公演形態の違いにより広範囲になる。舞台監督は、舞台部門を統括するとともに、照明、音響、映像などの部門を含め全体を統括する。ここでは演出助手、演出部、大道具操作、機構操作に関わるスタッフについてのみ記述する。

○演出助手

稽古場での稽古のスケジュールを管理・運営を行うセクションである。出演者の様々な条件を考慮し、

公演に向けてのスケジュールを組んでいく。その場合、出演者の健康管理はもとより、公演時に予想される様々なアクシデントに対する対策を組んでいくことも要求される。

○舞台監督助手／演出部

公演の進行について舞台監督の補助を行うセクションである。公演形態により非常に幅の広い解釈が出来る職種であるため、ここでは現代演劇、オペラ、バレエなどを適範囲として記述する。舞台監督の下で稽古場から公演において進行補助作業を行うセクションである。公演形態により稽古場用大道具の製作や小道具の調達、調整なども行う。公演中においては舞台監督の下で公演進行補助作業が主な作業となる。公演形態により大道具の転換、衣裳、小道具のスタンバイおよびメンテナンス、音響補助作業や、照明補助作業を行う場合もある。

○大道具^(注8) 操作員

大道具の仕込み、バラシおよび公演中の大道具転換を行うセクションである。仕込み、バラシに関しては搬入作業や、吊り込み、立て込みの作業を行う。大道具転換に関しては、公演内容により衣裳付きで舞台転換をする場合もある。高所及び暗所での作業も頻繁にある。公演の種類によっては服装や仕込み用の道具、転換作業も幅広く変化する。

公演の規模及び各施設の大きさ、スペックにより違いはあるが大きくは次のパートに分けられる。

・上手チーム、下手チーム

上手、下手にチーム分けをして、仕込み、公演中の転換作業を行う。各チームの代表としてチーフを置く。チーフは仕込み、転換などの打ち合わせに出席し、各チームに情報を伝達し、作業においてはチームの指示を行う。

・綱元チーム

基本的には上記の上手・下手チームと同じ。ただし、公演規模によりチーフのみが存在し、上手または下手のチームが補助作業を行う場合もある。

・その他のチーム

仕込み時において、吊物チーム、台組チームなど大道具のパートごとにチームを作り作業を行うケースもある。その場合も、各チームにチーフを置き、打ち合わせに出席し、情報の伝達と作業の指示を行う。また、搬入時において搬入される全ての物の仮置き場を指示する「サバキ」や、搬出時に積み込みを指示するスタッフも選任する。最近では、鉄骨を使用した大道具や、持ち込みの動力を使用した盆や迫りなどの大道具もあるので、この作業に特化したチームを編成する場合もある。

・演出部の大道具担当者

演出部に属する。大道具操作員がいる場合、いない場合などケースは様々。大規模な公演の仕込みなど、大道具操作員と違い作業を直接行わないケースや、搬入のサバキから搬出時にトラックでの積み込み作業を行うケースなど様々である。大道具操作員が行わないような公演中の細かなCUEなどを行うケースもある。

○舞台機構操作員

・操作担当者

舞台機構を的確に運転を行うセクションである。演出意図や作業意図に従って機構を操作するためには、その機構のスペックおよび特性をよく理解していることが大事である。

・舞台担当者

機構運転中および運転終了後に危険な状態が起こりうる場合の安全確保を行うセクションである。操作担当者に複数の指示が同時に行われるケースや、乗り込みスタッフによる表現の違う指示などがよくある。この場合、舞台担当者が優先順位を考え、安全を確保して操作担当者に指示をすることは非常に大切な作業である。

<照明部門>

演出家およびプロデューサーの意図に沿った照明デザインを作成し、視覚的に補助するセクションである。

(注8) 舞台上に飾られる物には木製のパネルや鉄骨、発泡スチロールなどの素材を使用した舞台装置や、幕などで構成される舞台装置がある。また、衣裳、小道具などもある。これらを総称して舞台美術という。このガイドラインでは上記の舞台装置を大道具という。

職種としてデザイナーとオペレーターに分類される。照明部門の安全衛生責任者を選任して、公演にのぞむこと。照明部門におけるオペレーターは、デザイナーの意図を具体化するセクションである。仕込みの技術、知識、照明機器の特徴、安全に使用するための知識が必要である。照明オペレーターを作業内容からチーフオペレーター、調光オペレーター、フォロースポット・オペレーター、ステージオペレーター、ムービングライト・オペレーターに分類する。仕込み時、フォーカス時、撤収、入搬出等の基本的な照明担当作業には全員が参加して全体作業を行なうのが通例である。

○照明チーフオペレーター

照明デザインを基に仕込み図面を作成し、調光回路などホール設備の確認、機材リストの作成、作業手順の確認、作業の安全、仕込みに掛かる時間、必要人員等の計算、仕込み作業、および指示を行うセクションである。

○調光オペレーター

照明プランに従い照明操作卓の操作を行うセクションである。照明CUEの進行と緊急時の冷静な判断が求められる。プロダクションによってはチーフオペレーターが兼任することもある。操作卓のプログラミングは別のスタッフが担当する場合もある。

・フォロースポット・オペレーター

出演者をスポットライトでピックアップしてフォローする。通常は客席後方かフォロールームから行うが、フロントサイド、ポータルタワー、ポータルブリッジもしくは照明ブリッジから行う場合もある。ガラス窓などで隔てられたフォロールーム以外で行う場合は自身の落下はもちろんの事、まわりの物を落下させないように注意が必要である。

・ステージオペレーター

ステージまわりに仕込まれた器具の管理、転換作業などを行うセクションである。ステージフォロー、ギャラリーフォローなどを行う場合もある。ステージまわりは他のセクションとの連絡、出演者等の動線、客席からの見切れ、目的のフォーカスに適した仕込み位置、大道具、舞台機構などに注意しなければならない。また、

大道具や幕類などとの接触による火災や、ケーブルの処理、袖中の作業灯の管理なども注意しなければならない。

○ムービングライト・オペレーター／プログラマー／テクニシャン

ムービング操作卓を操作するオペレーター、プログラミングを担当するプログラマー、仕込み・メンテナンスを行うテクニシャンが存在する。ムービングオペレーターがすべてを兼任するケースが多いが、規模の大きな公演の場合は、器具のメンテナンスが重要であるために、メンテナンス専門のテクニシャンが同行することが多い。専用操作卓の操作技術、器具の構造についての知識、リギング技術などムービングライトシステム全般の技術を用いて、一般照明機器とは独立した運用を行う事が多い。

○システムエンジニア

近年では、新技術導入機器の開発が著しく、デザイナーの照明演出の要望が新技術機器を使用した複雑な内容になってきている。デザイナーの照明演出全体をハード面でサポートするために、チーフオペレーターの指示のもと、使用機器、伝送信号の適切な照明システムの構築、仕込み方法のプランニング、および管理を行うシステムエンジニアが必要になってきた。照明デザインへの理解はもとより、各照明機器、コントロールシステム、電気工学、デジタル技術、光学機器などに精通している必要がある。

<音響部門>

演劇・舞踊の分野では、演出家・振付家やプロデューサーの意図に沿って音源を作成、その音を施設で再生、あるいは演奏や台詞を拡声して、聴覚で作品に関与する。コンサート PA (SR) の分野では音楽監督(音楽ディレクター)、アーティストやプロデューサーの意図に沿って歌や演奏の拡声に責任を持つセクションである。音響の場合、デザイナー、オペレーター、エンジニアの3種類に分類する。音響部門の安全衛生責任者を選任して、公演にのぞむこと。音響部門におけるオペレーターは、作業内容からチーフオペレーター(ハウスオペレーター)、モニターオペレーターに分類する。大規模なミュージカル等ではハウスオペレーターの中

をワイヤレスオペレーター、音楽 MIX オペレーター、SE（効果）オペレーター、に分割する場合もある。小規模の場合は一人で全てを担う。コンサート PA(SR)系ではプランナー（デザイナー）をチーフオペレーターが兼ねる場合が多い。

○音響チーフオペレーター（ハウスオペレーター）

全体の音響演出具現化（音量、音質、バランス等）を行うセクションである。下記に公演別の作業例をあげる。

〔演劇や舞踊の場合〕

演劇・舞踊公演等で録音素材や音楽も含めた再生音の操作を行うセクションである。少数のマイク系の操作も一人で行うのが基本だが、マイク PA が重要な場合、専任のオペレーターを必要とする。

〔ミュージカルや音楽劇の場合〕

台詞や歌の PA（SR）、演奏の PA（SR）、効果音の再生という役割を振り分けて担当することが多い。チーフがどこを担当するかは公演による。また、操作だけでなく、出演者のワイヤレスマイク等の取り付け方法などをステージエンジニアに指示を行う。

〔コンサート PA（SR）の場合〕

チーフオペレーターが客席をカバーするメインスピーカー（フロント・オブ・ハウス＝F. O. H ということが多い）で観客・聴衆への音のサービスを担う。

○モニターオペレーター

演奏家や歌手の舞台エリア内の音のサービスを行う。それぞれに必要な音のバランスを調整し、歌い易く演奏しやすい音響環境を整えるセクションである。

○ステージエンジニア

ステージ上の場面ごとにマイクやモニタースピーカーの配置変更を行う。下記に公演別の作業例をあげる。

〔ミュージカルなどの場合〕

衣裳などに取り付けたワイヤレスマイクの状態を最善に保つことや、マイクの受け渡し、休憩時の電池交換や防水処理のケアを任務とする。大道具の転換に伴う仕込みスピーカーやマイクの配置転換を行う。

〔コンサート PA(SR) の場合〕

楽器の持ち替えに対応する転換や、演奏者の指示をモニターオペレーターに随時伝達する役割を担う。

○システムプランナー

デザイナーの音響演出をハード面でサポートし、システム構築を提言するとともに、仕込み方法等のプランを行うセクションである。

○チューニングエンジニア

スピーカーシステムが会場に合致するように周波数特性の補正（イコライジング）やディレイ（音声信号の遅延）調整を行うセクションである。チーフオペレーター（音響デザイナー）と協力しながら目的とする音のクオリティを実現する。

<映像部門>

演出家およびプロデューサーの意図に沿って、電子背景、電子ディスプレイなどの大型映像を中心とする映像装置をとりまとめ、これらに CG、実写などのコンテンツを適時表示させて、舞台・照明・音響部門と協力して、新しい分野の演出効果を具現化するセクションである。職種としては、デザイナー、エンジニア、オペレーターに分類される。映像部門の安全衛生責任者を選任して、公演にのぞむこと。この部門は技術革新の影響が著しいため、今後新しい職種などが生じるものと考えられる。

劇場および演出空間などで、仮設により大型映像装置を使用して効果的な演出（ハード、ソフト、運用の組合せ）を行う際には、以下 2 つの方法に大別される。

- ①自発光映像装置（LED、有機 EL、電球など）を用いる方法
- ②投映型プロジェクター装置（フィルム、ビデオなどを含む）を用いる方法

○映像チーフオペレーター

全体の映像演出のとりまとめを行う映像部門の総括責任者であるため、映像部門の安全衛生責任者の任を負う。他の部門の担当者と映像内容について打ち合わせし、技術経緯の周知やスケジュール管理調整を行う。

○映像エンジニア

映像を用いてステージなどを効果的に演出するテクニックを技術的にまとめるスタッフ。台本、スケジュール表などをもとに、ソフトおよびハードをどのように使うかを決める。この際、ステージの大きさ、電気系統、公演の内容などによって映像装置を使い分ける。

○映像オペレーター

映像構成台本をもとに、電子背景、プロジェクターなどの映像機器の操作を行う。出演者、舞台、照明、音響との協力、タイミングなどのほか、ビデオ中継、録画などの業務にも的確、柔軟な対応を行う。

○中継・収録チーフオペレーター

事前収録素材とライブ映像の投映に大別される。この部門に所属するカメラマン、スイッチャー、照明、音声の統括責任者であり、この部門の安全衛生責任者でもある。なお、映像の分野ではTDとも呼ばれ、スイッチャーを兼ねる場合には、TDSと呼ばれる。

○スイッチャー

カメラマンが撮り、ビデオエンジニアが調整した映像出力を、演出意図に基づいてスイッチング（選択）を行う。スイッチングには、事前に決められたカット割によって切り替える方法と各カメラの役割に任せて任意に切り替える方法がある。

○カメラマン

カメラを操作して、必要な映像を切り取る役目を有する。与えられた空間の中で、何をどのように出せるかを判断して、カメラのフレームの中に捉える作業を行う。被写体の動きの予測、その場で何が必要か瞬間的に見極めることが要求される。シングルカメラの場合、マルチカメラの場合と演出意図によって判断は異なる。

○ビデオエンジニア(ビデオ／音声／照明)

現場での映像システム、および画質管理責任者。必要な映像システムを構築すると共に、各カメラの調整を行い、複数のカメラのバランスをとる。また、映像システムのメンテナンスも担当し、業務が円滑に行えるよう技術的バックアップを併せて行う。なお、中継・収録時のカメラ撮影に伴う音声と照明も担当する。

○レコーディング・エンジニア

映像および音声をバランスよく、正確、適切に収録を行い、必要に応じて簡単な編集も試みることがある。

<電気部門>

○電気エンジニア

照明、音響、舞台、映像等の電源プランを元に、演出空間仮設電気指針に沿って配線図を作成し、持ち込み機器電源盤や仮設電源盤から電源供給を行うセクションである。幹線の配線、絶縁、過電流の監視等を行なう。安全担保の構築には、電気に精通した技術者が行なう必要があり、電源方式、設備場所、電気容量、規模に応じ対応する。

3. 劇場等演出空間における安全衛生管理

(1) 公演制作過程における責任と役割

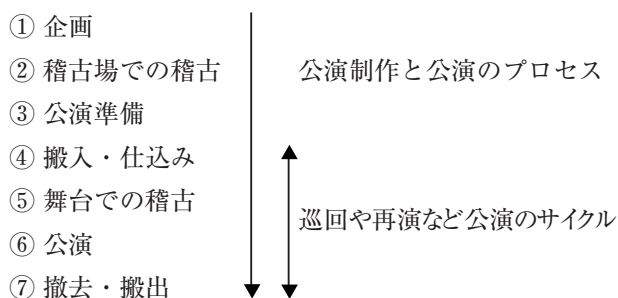
実演芸術の公演は、主催者や制作者が企画を発意し、脚本家、作曲家への作品委嘱といった構想から始まる。そして演出家をはじめ、大道具、衣裳などの舞台美術のデザイナー、照明デザイナー、音響デザイナー、映像デザイナーら各デザイナーと舞台監督といった主要スタッフが決まり、具体的な制作作業が開始される。この創造プロセスで必要な各段階において舞台、照明、音響、映像などの舞台技術者も参加し、最終段階には公演を行う劇場の舞台スタッフも含め公演が実現する。初演を迎え、公演が繰り返され、さらに巡回公演、時を経ての再演などが行われることも多い。

この公演制作のプロセスを概括すると以下のようになるが、この時間経過は実演芸術の分野、その公演規模によって大きく異なる。

演劇、ミュージカル、オペラ、バレエなどの新作は、企画発意から作品委嘱、主要スタッフのスケジュール確保、資金調達計画、会場押さえなど3年前ぐらいから着手しないと間に合わない。一方、クラシック音楽、能楽、歌舞伎、落語などの伝統芸能は、古典として作品が完成しており、また、演者に作品がレパートリーとして定着している。例えば能の場合1日の申し合わせで公演を迎えるし、オーケストラは3日程度のリハーサルで公演を迎えるなど分野によって時間は大きな相違が存在する。

また、公立文化会館や民間劇場では、自らが公演制作を行う場合はそのプロセスは同じであるが、自らが制作に関与しない貸し館や公立文化会館の自主事業の場合、施設側からみると以下のプロセスの④から⑦の繰り返しになる。

【公演制作と公演プロセス】



公演制作は、役割の異なる多様な舞台スタッフ、技術者の専門職域にもとづく役割分担による能力発揮と相互の密接なコミュニケーションにより成立し、その公演の質と安全確保は個々の能力だけでなくその協働のありように大きく依存している。

この協働の基礎となるのは全ての舞台スタッフが公演制作に関わる基本的な知識と技能について共有していることが必要である。

その共通認識として重要なのが、前節で触れた制作者から舞台技術者までの舞台スタッフ全体でつくり上げるそれぞれの職種、職域を超えた安全管理体制であり、次に示す公演制作のプロセスに沿った安全作業の基本である。

表1：公演制作過程における役割と責任

公演制作過程	役割	作業
1) 企画	A: 制作者	・公演監督、デザイナー、プロダクション・マネージャーの責任者を選定し、安全衛生計画における具体的な役割を示す ・公演の企画を立ち上げ、公演を具体化する企画会議を開催する ・適切な予算、スタッフを確保する ・公演する施設、公演日程を決める ・施設や関係部門と製作工程などの責任を明確にした上で、契約を交わす
	B: 公演監督	・芸術面でのコンセプトを決定し、それを各デザイナーに周知する ・コンセプトに関するリスクアセスメントの概要を明らかにする
	C: デザイナー	・予算、施設の条件などを考慮してデザインをする ・演出及びデザインに関するリスクを検討する ・指定された縮尺での模型または図面を提示する
	D: プロダクション・マネージャー	・制作スケジュールを作成し、それに沿って安全を確保する ・制作者と公演監督、各デザイナー及び劇場を含む技術者との連絡を取り制作を進めていく ・そこに齟齬や誤解、行き違いなどないようにする ・制作、技術、劇場技術者の責務、責任を明らかにする ・各セクションの役割分担を確認する ・デザイナーより提示されたデザインについて、リスクアセスメントを行う ・制作工程を検討するために必要な情報を収集する
	G: 施設管理者	・プロダクション・マネージャー、技術監督または舞台監督に施設の情報を伝える ・公演に関する特別な手配等の必要性を検討する
2) 稽古場での稽古	B: 公演監督	・自らのコンセプトをもとに幕割を決める ・稽古中の安全を確保する
	F: 舞台監督 (演出助手)	・公演監督、プロダクション・マネージャーと共に安全衛生に関する問題を提示する ・稽古スケジュールを作成する
3) 公演準備	D: プロダクション・マネージャー	・舞台セット他、必要な機材を会場に安全に運び込む準備をする ・関係官庁の必要書類を準備する
	G: 施設管理者	・搬入がスムーズにいくように適切な措置を取る
4) 搬入・仕込み	D: プロダクション・マネージャー	・劇場技術管理者とともに、その設備が安全に使用できることを確認する ・搬入されたセット、機材が目的にかなう、安全であることを確認する
	E: 技術監督	・搬入・仕込み・本番に関わる全てのスタッフが、正しい情報と適切なスケジュールのもとで安全に仕事ができるようにする
	G: 施設管理者	・施設と施設の設備が目的に合った整備をされ、かつ安全であることを確認する ・公演監督、プロダクション・マネージャー、舞台監督、技術監督に対し、施設における安全衛生の取り決めを伝える ・公演担当者を任命し、適切な情報のもとで、安全に仕事をしているか確認する
5) 舞台での稽古	B: 公演監督	・テクニカル・リハーサルが、リスク管理の方策を探る機会であるということを明確にする
	D: プロダクション・マネージャー	・テクニカル・リハーサルを行う
	E: 技術監督	・テクニカル的な変更、更新、修正など随時行われるアクシデントに対して、関係する人々全員に確認する
	F: 舞台監督 (演出助手)	・施設や公演に関する安全衛生の情報を出演者に提供する ・テクニカル・リハーサル時の演技スペースと関わる人たちの安全を確保する ・リハーサル・スケジュールを作成、管理する
6) 公演	G: 施設管理者	・リハーサルが安全に行われているか管理する
	B: 公演監督	・本番に関する情報、講評、見直しを提示する ・公演安全計画が更新されていることを確実にする
	F: 舞台監督	・公演中の出演者の安全を確保する
	D: プロダクション・マネージャー	・舞台セットの安全な使い方、メンテナンスの確保
7) 撤去・搬出	E: 技術監督	・撤去作業が安全に行われるよう管理する
	G: 施設管理者	・施設や、スタッフの時間の制約を考慮しながら撤去の予定を立てる
		・プロダクション・マネージャーや技術監督とともに撤去作業の予定を立て、作業が安全に行われているか管理する

※3)～7) の過程では、H：劇場技術管理部門責任者、2)～7) の過程では、I：各部門責任者も役割を負う。

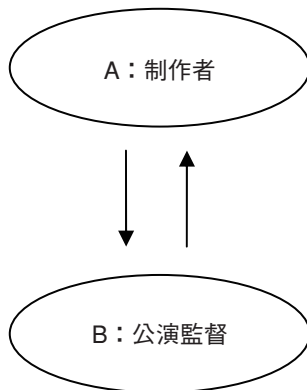
(2) 公演制作過程

1) 企画：稽古場に入るまでの期間

作品のイメージを固め、具体化をしていく上での骨格を決める大事な期間である。制作者と公演監督は作

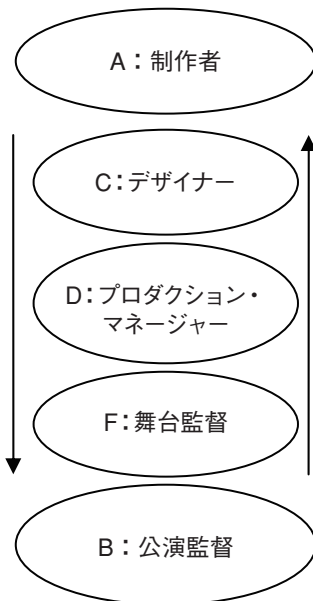
品イメージを各デザイナーに伝え、具体的な模型や絵を製作してもらう。具体化されていくプランを基に、予算配分や全体スケジュールなどを作成する。

a. 企画会議：作品の骨格を決める



- ・ 作品のイメージを語り、企画を立ち上げる
- ・ 各デザイナー、プロダクション・マネージャー、舞台監督などに打診をする
- ・ 公演を行う施設、日程を決める

b. プロダクション・ミーティング：公演監督の作品イメージを各デザイナーに伝え、具体化を行う



- ・ 美術デザインに基づいた模型や図面を製作する
- ・ 制作スケジュールを作成する
- ・ 公演に必要な予算、人員を確保する
- ・ スタッフ構成表を基に安全管理体制表を作成する
- ・ 施設側のスペックや特徴を理解してもらう
- ・ 危険な箇所はないか検討する

c. 契約：公演条件、報酬などを確認して制作者と契約をする

企画を基に大枠の予算を提示し、各デザイナーやメインスタッフと契約をする。

- ・ 企画会議での条件を基に契約を行う
 - ・ 経費見積もりのための情報を制作と各デザイナーは確認する（参考資料）
- ・ 演目内容、施設名、期間、報酬などを確認して契約を行う

2) 稽古場での稽古：稽古場～劇場入りまでの期間

稽古については、大きく分けて「稽古場での稽古」と「舞台での稽古」の2つに分けられる。最初にあるのが、稽古場での稽古である。どのようなジャンルの舞台にも、稽古場での稽古、またはそれに相当するものがあるべきである。個別の稽古が、そのスケールによって様々な場所で行なわれる。読み合わせ、顔合わせ、個別の暗譜稽古など、その形態は多岐に渡る。舞台での稽古については、5)にて記述する。

※初日の2～1ヶ月前

2-1) 稽古場仕込み

演出家の意図を出演者に理解させるために必要な期間。稽古道具を立て込んだ状態で毎日終了するので、施設側と終了時および始業時の打ち合わせが必要である。稽古道具は、非常時の避難経路を妨げないように設置し、動線を妨げないように注意すること。

- ・予算、稽古場の規模、稽古期間などの条件に合わせた稽古場のプランを組む
 - 稽古場の時間管理、出演者のスケジュール管理などプランを組む
- ・稽古に必要な資材を準備し、搬入する
 - 規模は小さいが後述の劇場への搬入と同等の注意が求められる
- ・大道具をイメージさせる簡略化した稽古場道具を組む
 - 稽古に本番用の大道具を使用する場合もある
 - 条件によりバミリだけの場合などもある
- ・稽古場用の小道具などをスタンバイする
- ・演技や演奏のエリアを設定して、スタッフの位置を決め、機材を設置する
 - 稽古場の電源容量を確認し、過大負荷にならないよう注意する

2-2) 稽古開始

下記に代表的な例を表記する

[演劇の場合]

- 顔合わせ
 - ・稽古初日にメインスタッフおよび俳優の紹介を行う
- 本読み稽古
 - ・基本的には台本を読み合わせる時間であり、

出演者の動きはない

○立ち稽古

- ・舞台監督より大道具の説明を行う
 - 大道具と稽古場道具の違いを説明する
 - 稽古用の衣裳、置き道具、消え物などにも必要に応じて用意する
- ・演出家が立ち位置や動きをつけながら稽古を進行していく
- ・音響、照明、映像、転換などのCUEを決めていく
- ・立ち稽古からチーフオペレーターが参加する
 - 稽古当初は演出助手など他の役割のスタッフが音を出す場合がある

○通し稽古

- ・転換の段取り、早替えの検証などの問題を解決する
- ・ドレスリハーサルを条件に応じて行う
- ・各セクションのCUEなどを確認する

[オペラの場合]

○キックオフ

- ・稽古初日にメインスタッフ、歌手の紹介を行う
- ・演出家によるコンセプト説明を行う

○ピアノ稽古

- ・舞台監督より大道具の説明を行う
 - 大道具と稽古場道具の違いを説明する
 - 稽古用の衣裳、置き道具、消え物などにも必要に応じて用意する
- ・演出家が立ち位置や動きをつけながら稽古を進行していく
- ・転換の段取り、早替えの検証などの問題を解決する
- ・各セクションのCUEなどを確認する

○オーケストラ稽古

- ・指揮者とオーケストラの稽古を行う
 - 歌手も参加して稽古を行う

[コンサートの場合]

演奏とステージング（演出的な動きを含む）の2種類のリハーサルに分類

○バンドリハーサル

- ・楽曲のリハーサル

- ・曲順の決定
- ・曲順、演奏楽曲ごとの具体的な演出の検討を行う
- ・通しリハーサル
- ・演奏する曲順に沿った通しのリハーサル

○ステージング

- ・曲順、演奏楽曲ごとのステージング（転換を含む）を決定する

○ゲネプロ（仮組み）

※実際のステージと同じようにセット、照明、音響、映像他をセットしてリハーサルを行う

- ・バンドまたは歌手の曲ごとの音作りのリハーサルを行う
- ・全体の流れに沿ったリハーサルを行う
- ・曲順による登退場、楽器の持ち替え等を確認する

3) 公演準備

稽古場での作業を整理し全体ミーティングを行い、各セクションにて詳細を決定する。その内容を施設側と打ち合わせを行い、安全な作業の準備をする期間である。

3-1) 全体での確認作業

安全な作業をするために情報の共有が必要であり、他のセクションの作業を把握することは非常に大切なことである。そのために搬入から搬出までの内容について総合スタッフミーティング（KYミーティングを含む）を行う必要がある。

○総合スタッフミーティング

全セクション合同で搬入から初日までのスケジュールを確認する

- ・搬入について
 - 搬入車両のバッティングやサバキ場所のトラブルなどに注意する
- ・各セクションの搬入車両を確認する
- ・搬入の順番を確認する
- ・各セクションの搬入物のサバキ場所を確認する
- ・仕込みについて
 - 仕込み順が不明確な場合に事故がおきやすいので、十分に確認をする
- ・吊り込み、立て込みの順番を確認する
 - 大道具に照明、音響、映像が付属する場合もあるので確認をする

- ・袖中の状況を確認する
 - 立て込まれた大道具の格納場所などを確認する

・舞台稽古までについて

- ・各セクションの作業がバッティングしないように確認する
- ・転換稽古の段取りを確認する

・舞台稽古

- ・舞台稽古の順番を確認する
 - 照明、音響、映像など、どの段階から必要なのを確認する
- ・出演者が入った後の転換稽古の段取りを確認する
 - 照明、音響、映像付きなど順番を確認する

○各セクションでの詳細打ち合わせ

- ・全体での仕込み打ち合わせを最終確認する
- ・搬入車両の台数、時間を最終確認する
- ・仕込みの方法、順番、機材などを最終確認する
- ・スタッフの入り時間、作業内容などの最終確認をする

3-2) 作成する書類関係（参考資料参照）

○図面関係

- ・大道具の平面図、断面図
 - ※照明、音響、映像の仕込み図面作成の検討のために必要
- ・セット配置図と照明、音響、映像の仕込みの関連を検討する
- ・照明バトン、吊物バトン、トラス等の配置を確認して吊物の競り具合や舞台転換、電飾など大道具に取り付ける器具などの検証をする
- ・照明、音響、映像仕込み関係の図面（参考資料参照）

○書類関係

- ・仕込み作業関係（吊物表）
 - ・各セクションの吊物を一覧表として確認するために必要
- （スケジュール表）
 - ・制作者側および施設側に作業場所や作業時間

の確認をするために必要
(使用機器リスト)

- ・劇場機器、持ち込み機器
- ・公演中関係
(CUEシート)
 - ・舞台全体がどのように転換されるのかを確認するために必要
 - ・機構操作スタッフの作業が含まれる場合に必要(施設側を意識して)
- ・申請書類関係
 - ・許可申請書を作成する
禁止行為解除申請書、危険物持込許可など
電源車の使用など
張出舞台やロビー、共有区分の使用など
- ・確認事項関係
 - ・スタッフ名簿
 - ・制作者側および施設側に安全管理体制を明確にする
 - ・搬入車両リスト(車種、時間、駐車条件)

3-3) 制作者と劇場技術管理者との打ち合わせ

○仕込み作業についての打ち合わせ

- ・各部門で作成した図面関係、書類関係を施設担当者に提出し説明する
[吊物表(バトン割り)の説明]
吊物の仕込み方、重量、動作などの説明を行う
[平面図、断面図、仕込み図面等の説明]
舞台床への固定や移動方法などの説明を行う
- ・持ち込み機材リストの確認をする
- ・劇場側の使用する備品リストを確認する
- ・照明部門
 - ・施設の負荷回路数、調光卓のタイプ、照明機材台数と種類、施設を使用する際の条件を確認する
 - ・仮設電源の有無(電源方式・許容容量)施設特有の安全規定、注意等を確認する
- ・音響部門
 - ・客席部分への仕込みの説明を行う
 - ・必要電源容量および電源コネクタの形状を確認する
 - ・必要な回線を確認する
- ・映像部門

- ・電源仕様(電源方式・許容容量)、施設特有の安全規定を確認する
- ・舞台部門、照明部門、音響部門との十分な調整を図る
- ・客席部分等への映像機材設置の説明を行う

○公演中についての打ち合わせ

- ・公演の概要について説明を行う
- ・施設側に協力を求める転換などの説明を行う

○消防署関係の申請書類の打ち合わせ

- ・禁止行為解除などの書類を説明する
- ・危険物などの保管方法などの説明をする

○確認事項について

- ・張出舞台、客席でのオペレートなど客席部分への仕込みの有無
- ・客席形状の変更の有無
- ・搬入車両リスト(搬入時間入り)
搬入車両に対して許可証が必要か確認をする
- ・作業員名簿(期間入り)
入館パスが必要か確認をする
- ・楽屋割り(期間入り)
- ・全体のスケジュール表

3-4) その他

○荷出し

- ・必要機器を積込む
- ・クリアカム、トランシーバー等、照明器具以外の機器のピックアップ

○仮組み

※公演の条件により行うケースがある

- ・舞台部門
 - ・大道具を製作工場などにて道具調べ・道具合わせを行う
一ケースによっては稽古場や、他の施設を借りて演出家、出演者を交えて確認作業を行う
- ・照明部門
 - ・別施設にて公演を想定した明かり作りを行う
 - ・公演規模、演出内容等により大道具、照明、映像等を実際にセットしてテクニカルテスト、照

明、映像のプログラムを行なうための仮組を行なうことがある

- ・現在はプログラムを行ないながら映像の素材を変更したりすることもあり、また、多数のムービングライトのプログラムには時間がかかるために施設に入る前に仮組みで事前の作業を行なう。そこで演出効果を事前に確認できる

・音響部門

- ・大規模なコンサートの場合、スピーカーのカバーエリアの確認、音のクオリティの確認のために別施設で本番同様の仕込みを行って確認する。
- ・デジタルマルチオーディオ・ネットワーク^(注9)でシステムを組むとき、あらかじめシステムを組んで確認する。

・映像部門

- ・照明部門と同等の仮組みを行うこともある。

4) 搬入・仕込み：劇場入り～出演者が入るまで

搬入と仕込みは事故がおきやすい作業なので、余裕を持ったスケジュールを組み、作業の確認を十分に行うこと。

※初日の3週間から数日前

搬入から仕込みの時間帯は複数の作業が同時に行われるので、時間に追われるケースが多く、事故が起きやすくなる。作業全体の注意事項として下記に重要な項目を表記しておく。

※全体での仕込み打ち合わせに基づいて搬入を行う

○共通安全事項

- ・タイムスケジュールに沿った作業を行なう
- ・作業前ミーティングの開催
- ・安全指導について
- ・作業の基本について安全装備
- ・搬入手順
- ・床機構を搬入で使用する場合の安全事項
- ・天井、スノコ、フライギャラリー等の危険が伴う作業の安全事項
- ・高所作業の安全事項
- ・脚立での作業
- ・照明ブリッジ、トラス上での作業

- ・吊物の昇降操作の注意事項
- ・可動床動作時における安全事項
- ・暗所作業における注意事項
- ・監視員の配置

○始業前ミーティング（KYミーティング）

- ・危険箇所、スケジュールを確認する
- ・各セクションのメンバーを紹介する
 - ・誰が、どのセクションなのかを確認する
- ・搬入の量、順番、サバキ場所の確認をする
 - ・施設によって立掛け禁止の場所もあるので確認をする
- ・仕込みの概要を説明する（スケジュールの確認）
 - ・当日から参加するスタッフもいるので概要を説明する
 - ・変更・遅延の際の舞台監督を通した連絡体制を確認する

○仕込み時の安全対策として

- ・動線確保について
 - ・機材を舞台袖等に設置するときは出演者等の動線を遮らない
 - ・消防設備、防火シャッターの稼働を妨げない位置に設置
 - ・ケーブル類の接続、固定処理では、周囲の動線を十分配慮して引き回しを行う
 - ・回線の床固定や観客動線での引き回しは施設側と十分協議する
 - ・舞台機構と干渉するケーブル類に対しては、安全な処理を指導する
- ・電気事故に関して、短絡・過負荷・感電・漏電を回避するため、負荷容量、配線ケーブルの許容量、過電流遮断機の設置、コネクタ、ケーブル、機器のメンテナンス等の運用にあたり、以下の指針等を遵守し行なう
 - ・劇場等演出空間電気設備指針
 - ・演出空間仮設電気設備指針
 - ・取り扱い説明書
 - ・信号線等の取り扱い
 - ・照明において世界で最も統一的に使用されている

(注9) 近年音響の配線を光やLANケーブルで組む事例が増えてきたが、規格が異なるものが混在するとシステムに異常を発生させる。また断線等は致命傷となる。そのため、あらかじめの設定確認を行うこと。

る信号はDMX-512信号（1990年USITT版）である。その信号ケーブルが長い場合は、信号の減衰やノイズの混入があるので、信号ケーブルの途中にスプリッター等を挿入し信号の増幅とノイズの低減を図る。また、信号ケーブルの終端にはターミネーターを接続する。

- ・各部門の同時作業の確認
 - ・舞台監督の指示に従い、安全衛生管理下にて作業を行なう
- ・タワー、イントレ、トラス等の仕込みの注意事項
 - ・作業者は高所作業防具を着用し、ライフラインの取付け設備の確認を行なう
- ・開き荷物（開き箱）などの収納注意
 - ・避難通路口、防火扉、消火栓を塞がない
 - ・むやみに非常口誘導灯、通路誘導灯を消灯しない
 - ・スモークマシンを使用する場合は、火災予防条例による禁止行為の解除申請の確認を行う
また、スモークを使用する際には、施設側に確認を行う
 - ・フライギャラリー、奈落など、舞台から直接目視できない場所へ移動、作業する場合は施設側に必ず連絡する

○高所作業についての注意

高所からの落下事故防止のため、照明ブリッジ等を含む高所作業に於いては安全対策を講じ、万全な注意を払う

- ・制作安全衛生管理者は、高所作業が安全な体制によって行われることを、事前打ち合わせの段階から把握する
- ・高所作業が行われている区域を明示し、立ち入り制限など適切な安全対策をとること
- ・必要に応じて、安全帯およびヘルメットを装着させる
- ・大道具作業と高所作業との作業内容の分担を明確にしておく
- ・高所作業を行う際には、施設側、スタッフ側の安全衛生責任者の指示に従って作業を行うこと
- ・高所作業を行う際には工具等に落下防止対策を施す
- ・常に健康管理に気をつけ、体調が不良のときは高

所作業を行わないように安全衛生責任者への報告を怠らない

- ・高所作業中に危険と思われる事態が発生した際には、直ちに作業を中止し、その旨を現場責任者に連絡する
- ・照明ブリッジ作業（トラス）等では安全帯を外すことなく作業できる設備を設置する
- ・照明ブリッジのように乗り込みでフォーカシングする場合、照明ブリッジ乗降時は安全上必ず作業灯をつける
- ・高所作業台（ローリングタワー等）の使用時には転倒防止用具（アウトリガー等）を必ず付ける
- ・高所作業台の人が乗ったままでの移動等は使用作業台メーカーの取り扱い説明書に準じる
- ・高所作業要員は保護帽（ヘルメット）と安全帯を装着し、移動時は安全上必ず作業灯をつけ、明るい状態で行う
- ・高所作業時は、高所作業者の指示を優先する（リーダーコールを守る）
- ・高所作業が行われている直下での作業は基本的に行わない

○暗所作業についての注意

舞台上での作業は、基本的に手元や足元の明るさを確保して行う

- ・フライギャラリーやシーリングなど暗所作業時に作業員が行く可能性がある箇所には、手元明りや案内板など注意を促がす表示をする
- ・暗所（舞台袖・ホリゾント裏・大道具の部分）などの出演者やスタッフの視覚危険箇所は、蓄光テープや足下灯などを設置して注意を促がす。状況によっては作業灯などを調光して、危険の無い明るさで作業を行う
- ・関係者以外の立入りを制限する
- ・暗所作業は、複数のスタッフでチームを組み、周りの状況に注意を払って行う
- ・暗所作業を行う場合、作業前に作業箇所を点検し、作業手順、作業環境を考慮して、安全な状況を確保しておく
- ・フライギャラリー、奈落など舞台から直接目視できない場所へ移動し、作業する場合には、事前に施設スタッフに連絡をする

- ・フライギャラリーやシーリングなど暗所作業時に作業員が行く可能性がある箇所には、足元灯を設置するとともに案内板など注意を促す表示をする
- ・公演側スタッフの動きを察知し、危険性の周知や監督を行う
- ・暗所作業は、複数のスタッフチームを組み、まわりの状況に注意を払って行う

○客席内作業

劇場の客席は観客が鑑賞するために作られた空間である。しかし、舞台演出で使用する場合や、照明、音響などの調整卓を設置する場合など本来と違う目的で使用する場合があります。観客の避難動線と舞台観賞の妨げにならないように十分検討をし、そのプランのもとに所轄官庁への使用変更届が必要となる。また、チケット売り出し前に使用できない座席についても制作者と十分打ち合わせをしておく必要がある。

- ・仕込み時および仕込み完了時に制作者および施設管理者と、客席として除外する部分や設置方法、避難動線などの確認を行う
- ・張出舞台を作る場合
 - ・観客の避難動線に影響がないように十分検討し、設置する
 - ・既設の客席や通路などの養生も行う
- ・照明、音響、映像などのオペレートブースを作る場合
 - ・調整卓を乗せる台は転倒防止など安全を十分検討し、設置する
 - ・観客の避難動線を十分考慮し、配線を施す
 - ・観客に近い場所に設置するため、騒音、光など鑑賞の邪魔にならないよう十分に検討する
- ・大道具や機材を仕込む場合
 - ・スタンドやイントレなどを利用して仕込む場合
 - ・スタンドやイントレなどを客席床に固定することは難しいので、転倒防止策を十分に検討し、設置する
 - ・設置の際には床や客席を傷めないように養生をする
 - ・観客の避難動線に固定用のスタンドなどのベースや機材のはみ出し等がないかチェックをする
 - ・鑑賞の邪魔にならないよう十分に配慮する

- ・配線する場合の注意として
 - ・基本的に避難動線を横切らないように配線する
 - ・横切らなければならない時は、コード類が重ならないように固定し、踏まれても乱れないようにマット等で養生を行う
 - ・出口付近では迂回フック、通線溝等を利用する
 - ・施設は配線用の設備を検討する
- ・客席形状を変更して使用する場合
 - ・既設客席の一部を撤去して栈敷などの別の形状にする場合
 - ・避難動線の検証や、各施設の定員数などを検討しプランを立てる
 - ・仮設客席の通路など防災計画に沿ったプランにする
- ・客席を大規模に変更する場合
 - ・防災計画に基づく避難計算など専門的な事柄も必要になる
 - ・仮設の客席を作る場合は、栈敷、ベンチ椅子および客席通路など消防基準に沿った寸法に準拠して製作を進める必要がある
- ・客席扉と防火区画について
 - ・各施設の防火区画を十分に理解し演出プランを構成する
 - ・客席扉は基本的に常閉で使用する
 - ・演出効果のため客席から登退場をするケースでも、基本的に客席扉を常開で使用することは禁止されている。開放する場合は、必ず担当スタッフを配置し防火区画を確保する

4-1) 搬入：大道具や機材などを搬入する

- ・搬入車両は責任者の指示のもと搬入口につけること
- ・養生が必要な場合はシート等を持ち込んで作業をする

[搬入にリフトや迫り及びエレベーターを使用する場合]

- ・荷崩れに注意し積載荷重内に収めること
- ・昇降の際には施設側の許可を必ず得ること
- ・作業エリアに近い場所に迫りがある場合は落下防止に注意すること

[搬入がサシアゲ、サシオロシの場合]

- ・作業中は上下間の連絡を密にとり落下物に注意する

- ・安全ベルトなど作業員の落下防止策を十分にとる

4-2) 舞台機構・大道具仕込み

- ※ここでの仮設とは常設の舞台機構（バトンや迫など）以外の持ち込み機材などを対象とする
- ・大道具は基本的に防災性能が認められたものを使用する
 - ・海外の大道具など、稀に現場で防災処理を施すこともある
- ・床への固定方法は各施設において許可する内容が違うので確認をする
 - ・釘、スクリューなど使用する前に確認をする
- ・安全作業を考慮した安全具を装備する
 - ・施設側、乗り込み側とも基本装備は用意する

○吊り込み

- ※前後のバトン干渉など安全監視要員を配置する

[手動バトンの場合]

- ・カウンターのバランス調整を行う

[電動バトンの場合]

- ・特にパネルを起こすときは運転速度に十分注意する

[幕類の場合]

- ・安全に吊り込むことを第一とし、簡単に解ける結び方は避ける
- ・チチヒモは飛び飛びではなく全部結ぶ
- ・吊り込んだ後に接触がないか、幕の前後を確認する

[パネルなどの場合]

- ※吊り上げる時は舞台操作スタッフの十分な経験が必要である
- ・重量物の場合はバトンの積載荷重範囲内であることを確認する
- ・重量物の場合、吊り点の数も十分に検討する
- ・吊り上げる前に釘やボルトなど仕込み資材が残っていないか確認する
- ・ワイヤーなどは破断荷重を守り、細すぎるものを使用しない
 - ・視覚的に気になることを理由に破断荷重以下の細いものにしない

[仮設バトンの場合]

- ・チェーン・ブロックやウィンチなどを利用して仕込む場合、荷重に対するスペックや電源の容量を確認してから使用すること

- ・エンコーダやリミットスイッチがついていない機器を使用する場合、動作中は突き上げや他の装置などとの接触に注意すること
- ・操作に関しては、施設の操作要員とは違うオペレーターが行うケースが多いので、アップ・ダウンなど操作手順をしっかりと打ち合わせすること

[フライングを行う場合]

- ※出演者をフライングさせる場合について

- ・フライングに関するレールやワイヤーなどの仕込みは、専門のスタッフに任せること
- ・出演者はフライングの乗込みや内容などを詳しく聞き、危険なことが無いか確認をすること
- ・手動バトンでフライングを行う場合は、出演者が乗り降りする瞬間が非常に危険なので、十分に確認すること

○立て込み

[鉄骨を使用する場合]

- ・作業にあった安全具および工具を装備する

[固定床の場合]

- ・床への固定方法を施設側と十分確認をとる

[可動床の場合]（引き枠を含む）

- ・転倒防止策を行う
- ・移動する際の力点を十分に検討する

[仮設の迫や盆の場合]

- ・電源やノイズなどは、この章内の「仮設（持ち込み）で注意すること」を参照のこと
- ・荷重はスペックの範囲内か確認する
- ・迫や盆の隙間を十分に取っているか確認をする
- ・駆動させるためのモーターなどは、しっかりと固定されているか確認する

○持ち込みの工具について

- ・電動工具の場合は取り口の容量をオーバーしていないか確認する
- ・使用の際に粉じんが出るものや、火花が出るものは必ず適正な養生をして使用する

○仮設（持ち込み）で注意すること

- ・電源について
 - ・使用する機器の電圧によっては有資格者が結線を行う

- ・電気容量については取り口の容量を確認してから使用する
- ・その他、4章の電気の安全事項に基づいて作業を行う
- ・ノイズについて
 - ・モーターの制御などでインバータを使用する場合、音響に影響を及ぼすケースがあるため、十分に打ち合わせを行う
- ・養生について
 - ・油圧を利用した装置の場合は、作業中の油こぼれなどに注意して養生をする
 - ・仕込み中にサンダーなど火花が出る場合は、不燃材などで周囲を養生し火災に注意する
 - ・水や砂などを舞台演出で使用するときは、最悪のケースを想定して養生を行う
- ・安全性について
 - ・持ち込まれた機器が十分安全なものか確認をする
 - ・仕込み、仕掛けが十分安全か確認をする

4-3) 照明仕込み：照明機材を照明ブリッジなどに吊り込みなどを行う

※搬入と同時に行われるケースでも始業前ミーティングに参加すること

- 照明ブリッジやサスペンションライトボタンに対する吊り込み作業
 - ・施設への要望として
 - ・照明ブリッジ内に作業灯を設置する
 - ・安全帯を外すことなく作業できる設備を設置する
- ・照明ブリッジが下限（吊り込み位置）にあるとき
 - ・照明器具の吊り込みに際しては、照明器具本体の固定ネジおよびハンガーやアクセサリー（フィルターホルダー、パンドア、先玉、エフェクト類）との接続部などに緩みがないよう固定ねじの締め付け、落下防止用のワイヤー、チェーンなどの取り付けを確認すること
- ・照明ブリッジを昇降させるとき
 - ・乗り込むときは安全帯を着用し照明ブリッジ内を移動しないこと
 - ・作業後も真下にいたり、通過したりしないこと
- ・照明ブリッジが飛び位置にあるとき
 - ・ブリッジ内の作業員は空中での高所作業となるので、作業環境や作業手順等を施設担当者から

- 説明を受け、慎重な作業を常に心がける
- ・安全帯を着用し、親綱等にかける

○それ以外の場所での仕込みについて

- ・器具が客席に直接落下する恐れのある箇所（フロントサイド投光室、シーリング投光室、フォロースポット投光室、バルコニー、照明ブリッジ、客席内照明ボタンなど）の作業では、特に注意を払う
- ・美術ボタン、タワー、イントレ、仮設トラスなどに対する吊り込みを行う場合は十分な習熟訓練を受けた経験者が操作する
- ・仮設電源を使用する場合は、施設側に了解をとる
- ・床面にスタンドなどで設置する場合、転倒防止策を講じ、袖幕との接触に注意する
- ・出演者の動線に配慮したケーブル配線を行う

○ムービングライトを使用する場合

- ・一般の舞台照明器具と異なり、重量も重く全体の発熱量も大きいので注意をする
- ・電源環境、周辺温度環境、信号供給環境等諸条件の影響を受けやすいので注意をする
- ・可動部による周辺部への干渉、照射ポイント等を含め設置場所、設置方法および設置環境に十分な配慮が必要である

4-4) 音響仕込み

音響ブース設置作業、仮設アンプ設置作業、スピーカー設置（吊り込み、積み上げ）作業、回線設置作業などが同時進行となるときは、各作業責任者は他作業および他部門の進行を確認しながら作業を進める

○機器の床面設置について

- ・スタッキング（積み上げ）の場合
 - ・床荷重の確認を行う
 - ・転倒防止策を必ず行う
 - ・十分な作業エリアを確保する
- ・スタンド立てスピーカーなども必ず転倒防止策をとる
- ・スピーカー積み上げ等に関連し、ケーブル類の重量と引っ張りによる傾斜荷重を十分に配慮する
- ・スピーカー設置の安全を施設側と確認し、転倒

防止策が不十分であると判断した場合には、施設指定の方式によりワイヤー、ベルト等による安全策を行う

○スピーカー吊り作業

事前に綿密なプランを立て、シミュレーションを行っておき、現場での試行錯誤に頼らない

- ・スピーカー吊り上げを行うにあたっては、十分な安全率を見込んだ部材、方法であることを関係スタッフと確認、実施する
- ・照明器具、バトンに吊られた大道具等と近接する吊りスピーカーや吊りマイク等は、双方の昇降に際に接触しないよう十分テストして確かめる
- ・吊りスピーカー設置の調整においては、すべての部材・金具に強い衝撃がかかる危険性の高い「ダウン」操作を避け、極力「アップ」操作で調整する
- ・吊り下げられたケーブル束の重量と引っ張りによる荷重の偏重や障害に注意する
- ・吊りスピーカー設置作業後、その安全を施設側と確認する

4-5) 映像仕込み

- ・台車などに乗せて映像装置を移動する場合は、振動などを考慮した固定を行ない、機器の転倒、落下などの防止を徹底する
- ・設営において舞台美術、大道具、照明、音響など各部門との共同作業が必要な場合は、事前に作業手順を確認し、設営の時間等の割り振りに留意する
- ・持ち込み機器用電源（低雑音電源も含む）および電源車を使用する場合は、施設側に了解をとる

○映像装置の吊り込み設置

- ・映像プラン作成において、吊り込み機器の総重量を把握し、バトン等吊物条件など施設側との事前打ち合わせ許容積載荷重および部分的な積載限度を確認した上、その範囲を超えないように仕込み図を作成する（「JATET-M-6030-2 吊物機構安全指針・同解説」参照）
- ・客席上部や映像機器を吊り込みことが考慮されていない場所に吊り込む場合、事前に機器の設置方法を施設側と確認し、安全な吊り込み方を行う

- ・映像装置の設置に際しては、メーカー指定の吊り金具を使い、指定の方法で行う。また、器具指定の落下防止用のワイヤー、チェーンなどの取り付けを確認する。機器が客席に直接落下及び接触する恐れのある箇所の作業では、特に注意を払う
- ・映像装置の落下防止用のワイヤーやチェーンは、映像装置の重量に適合したものを使用し、所定の位置に所定の方法で装着する
- ・映像装置を吊り込み設置する場合は、取り付けパイプの径や荷重に適合したハンガーを使用する
- ・吊りもの機構を昇降させる場合には、施設側と安全確認を行う
- ・映像装置が大道具や幕類などと接触すると破損および落下や火災を招く恐れがあるので、取り付け状態、間隔には十分に注意を払う

○映像装置の床・架台設置

- ・映像装置を積み上げる場合は、メーカー指定の方法を用い、メーカー仕様を超える台数を積まない
- ・映像装置を架台に設置する場合は、荷重に適合したものを使用する
- ・映像装置を客席内などに設置する場合は、設置方法を施設側と確認し、高温の器具および排気などが他に影響を及ぼさないよう十分な対策を行う
- ・演出上映像装置を移動させる場合、機器の転倒、落下およびケーブルの処理に注意する

○映像装置への配線

- ・ケーブル・延長コードは、許容電流と電圧降下および供給側遮断器の定格を考慮したものを使用する。また電気工事士の資格を要する作業は有資格者に依頼する
- ・ケーブル・延長コードは、落下防止に配慮し、適切な機材で必要な位置に必ず固定する
- ・床面でのケーブル・延長コード配線は、人の動線を極力避けて行ない、マットやテープで安全対策を施す
- ・作業終了後は、必ず施設側とスタッフ側が共同で安全確認を行う

4-6) タップ合わせ

客席から見て大道具、文字幕や照明バトン、スピー

カー、映像パネルなどの高さを決める作業。この後の「各場飾り」を行うための基本形を決める大事な作業である。

- ・客席からみて大道具の基本タッパおよび基本間口を決める
- ・客席の最前列や最後列も考慮に入れてタッパおよび間口の基本形を決める
- ・基本形にそって見切れを検討する
- ・基本タッパにより照明、音響、映像の高さ、前後関係に問題が生じないか確認をする
- ・基本間口により照明、音響、映像の見切れや技術的な問題が生じないか確認をする

4－7) 各場飾り

各場面の飾り位置を確認する。この確認が曖昧だと照明、音響の今後の作業に影響を及ぼす。

- ・各場を飾り、見切れや照明の位置関係を確認する
- ・小道具などを配置して飾りを確認する
- ・照明器具等の高さ・位置等を確定させる

4－8) 照明フォーカス

照明機材を目的用途に応じて照射する作業全般をさす

- ・各場飾りで確認した飾りに対し、照明のフォーカス作業を行う
- ・公演の状態と同様に大道具等を必要に応じて転換し、照明デザイナーおよびチーフオペレーターが指示するスポットライトの方向や照射面の大きさ、輪郭等を作り出すために、暗所、高所において作業を行う
- ・暗所作業を行う場合、作業前に作業箇所を点検し、作業手順、作業環境を考慮し、かつ他の部門に対して暗くなることを周知して、安全な状況を確認する
- ・作業終了ごとに、遠やかに作業灯を点灯する
- ・ムービングライトを使用している場合は、動作範囲の確認を行う
- ・施設に設置されている照明設備を使用する場合は、施設管理者に使用方法等を確認し、状況に応じて協力を依頼する

4－9) 明かり合わせ（プログラム）

各場面での照明を演出意図および照明デザインに

沿って具体化していく

明かり合わせは演出家と打ち合わせた CUE 番号にそってシーンごとの明かりを実際に出力して明るさを調整し、シーンの変化の時間などを照明プランナー（デザイナー）のイメージ、プランにて作成する作業である。ここで作成したシーンを調光卓に記憶させる。

- ・公演によっては、別施設を用意して、映像や大道具、照明を公演と同じように仕込んでプログラム作業を行なうこともある
 - ・むやみに避難口誘導灯、足下灯を消灯しないこと（基本的には点灯を保持することが条件である）
- 仮組を行わない場合でもシミュレーションソフトを使用して事前にムービングライト等、調光のプログラムを行なうことが多い

4－10) 映像調整

○映像関連

- ・映像調整は映像仕込み作業の要である。映像調整とは、映像装置の設置角度調整・画角調整（フォーカス、ズーム、キーストーン等）・色調整（ブライトネス、コントラスト、ガンマ、色相、彩度等）、画面にノイズが出ていないか等の確認作業をいう。基本的に大型映像装置（映像画面）の調整は、客席や舞台上の照明を全て消して暗所作業になることが多く、他部門作業との両立が困難である。そのため、タイムスケジュールを遵守し、舞台監督に確認の上、作業を行う。

○中継・収録関連

- ・カメラの運用にあたっては移動範囲の安全確認を充分に行う
- ・中継や収録関連の調整は、照明フォーカス、明かり合わせ、音出しチェックと調整、サウンドチェック等と並行して行う事が多いので、他部門との協調・作業調整が特に重要である

4－11) 音出しチェックと調整

音出しチェックは音響仕込み作業の要である。大音量を出すことが多く、他部門作業との両立が困難である。作業者同士のコミュニケーションを妨げ、危険をもたらす可能性があるため、タイムスケジュールを順守し、舞台監督に確認の上、行うこと。

① システム（回線）チェック

- ・回線表・系統図通りに接続されているか確認すること
- ・トラブルの発生を確認する事が多いので、その際は迅速に対処すること
- ・出力系からマイクを使用しての声や、ピンクノイズなどを使用して確認する
- ・施設の音響室と仮設操作ブースとの回線のやり取りがある場合、電位差等からのノイズの発生に留意し、ノイズカット方法を用意しておくこと
- ・音響卓や出力系の電源の ON・OFF は必ず確認を取り合って行うこと
- ・入力系に関しては仕込みの進行具合を見て、スケジュール通り音を出して行うか、ヘッドフォンやトランシーバーを使つてのチェックにするか随時判断する

② システム・チューニング

- ・各スピーカーの音質調整、音量調整を行う。また、複数のスピーカーによる干渉等を調整し、公演に最適なバランスを創り出す
- ・ピンクノイズや音楽を大きな音量で再生するので、緊急時はすぐに止められる体制をとる
- ・PA（SR）では、メインのスピーカーだけではなく、F、Bスピーカーのチューニングも重要である

③ 楽器・効果音のサウンドチェック

[オーケストラ等の楽器のサウンドチェック]

- ・演奏家を交えて、各楽器ごとの単音チェックを行い、複数の楽器を使う楽曲の演奏では、ハーモニー等の総合的なバランスを確認する。また、モニターバランスやシーティング（ミュージシャンの位置、モニタースピーカーの位置決め）なども同時に行う。
- ・予め設定された時間帯以外での音出しチェックが必要な場合は、舞台監督の了解を得、他スタッフに周知することが必要

[出演者を交えてのサウンドチェック]

- ・スタッフ、出演者、演奏者への指示を的確に、かつ効率的に作業を進めること。その際、音響スタッフが急いで動き回って安全を損なわないように注意すること

[録音された音楽や効果音のサウンドチェック]

- ・再生音を1つずつ再生しながら、バランス（音像

を作つて、音源機器と音響卓の記憶機能等を駆使し、稽古、本番に備えて記録（メモリー）する

- ・場当たり等の稽古中の音出しは、舞台機構や吊物操作を行っている時は、安全が確認されてから周囲にわかるようアナウンスしてから開始すること

4-12) 転換稽古

技術部門を中心に流れおよび安全を確認していく

- ・舞台監督の指示に従い、舞台転換の稽古を行う
 - ・照明、音響、映像など舞台監督の指示する順番で転換稽古に参加する
- ・出演者が入る前に転換および動線の安全性を確認する

4-13) 整理整頓および搬出作業

余剰機器、仕込み材、ケース等の整理整頓

- ・施設側および舞台監督の指示に従い、指定の場所に整理整頓を行なうこと
- ・不要になった物などを搬出し、整理をすること

5) 舞台での稽古：出演者入り～初日まで

これは、プロダクションの規模により、一度しかない場合や、回数を重ねて稽古が出来る場合などがあるが、どのような場合でも、一度は舞台での稽古をやるべきであり、またそれを怠ることは、舞台での危機管理に重大な損害をあたえる。

まず個別の場当たりが行なわれ、安全が確保されているかが検証される。演出的にも技術的にも納得が得られた後に、舞台稽古が始められる。

※初日の2週間前から当日

出演者への注意事項として舞台監督の指示のもと、次の事柄を行うこと

5-1) 出演者が舞台上がる前の安全確認として

- ・出演者の動線を確保する
- ・大道具転換などを考慮して袖中を整理する
- ・照明のスタンドや電源コードなどを整理する
- ・大道具の角など動線上で危険な部分については養生をする
- ・動線で暗い部分は足元灯などを仕込む

5-2) 出演者へのオリエンテーションとして

- ・ 出演者が登場、退場する為の動線を説明する
- ・ 安全に通れる場所、危険な場所、袖の出入りなどを説明する
- ・ 大掛かりな舞台転換については実演を交えて説明をする
- ・ 暗転での登退場がある場合は、暗転チェックを行う
- ※ワイヤレスマイクとモニタースピーカーの調整
ミュージカルや音楽劇の場合、出演者にワイヤレスマイクを装着することが多く、各出演者ごとの調整を稽古を始める前に行う。楽曲にあわせて歌や声でモニタースピーカーの調整を行っておくこと。

各セクションとも出演者が入る前に、作成したデータを舞台稽古に合わせて調整する

[演劇の場合]

○場当たり稽古

- 稽古場での立ち位置などを確認する
- 登退場の位置や動線を確認する
- ・ 立ち位置の変更やタイミングの変更などに対処する
 - ・ 転換で飾り替えをする道具の位置をバミル
 - ・ ケースにより大道具、小道具の飾り位置を変更する

○通し稽古

- ・ 衣裳、メイク付きの稽古を行う

[オペラの場合]

○ピアノ稽古

- 演出家の演出意図を中心に稽古を行う
- 稽古場での立ち位置などを確認する
- 登退場の位置や動線を確認する
- ・ 立ち位置の変更やタイミングの変更などに対処する
 - ・ 転換で飾り替えをする道具の位置をバミル
 - ・ ケースにより大道具、小道具の飾り位置を変更する
- ・ ピアノでの通し稽古を行う
 - ・ 条件により衣裳、メイク付きの稽古を行う

○オーケストラ付き稽古

- 指揮者の演奏意図を中心に稽古を行う
- ・ オーケストラでの通し稽古を行う
 - ・ 条件により衣裳、メイク付きの稽古を行う

○ゲネプロ

- ほぼ公演と同じ状態での通し稽古を行う

[コンサートの場合]

○ゲネプロ

- ステージ上に照明、音響、映像他を本番と同じ状態にセットしてリハーサルを行う

※キッカケやシーンに関しては、スタジオの通しリハーサルの時に決定、または確認される

- ・ 楽器全体のバランスチェック (FOH)
- ・ モニタースピーカーのバランスチェック
ボーカル・ソロ楽器がある場合は、全体の調整後改めてサウンドチェックを行うこと
- ・ 楽曲の部分リハーサル
- ・ テクニカルリハーサル
- ・ 通しリハーサル
 - ・ 曲順に沿って出入り、楽器の持ち替え等を確認した本番通りのリハーサルを行う

6) 公演：初日～公演終了まで

6-1) プリセット

開場の 30 分前までにプリセットと以下の安全確認を終了させるようにスケジュールを組む

- ・ 公演開始前に毎日安全チェックを行う
- ・ 各セクションのスタンバイを行う
 - ・ 機構の動作チェックや照明の点灯チェックなど確認作業を行う
- ・ 大道具や小道具など終演の状態から最初の状態へ戻す
- ・ 仮設卓と劇場メイン卓との回線確認をする
- ・ シーン記憶が行われている場合は、シーンをランニングさせて確認をする
- ・ 移動する大道具に音響や照明機器・映像機器等が仕込んである場合は、ケーブルの養生などの確認をする
- ・ 客席に機器が仕込んである場合は、転倒や落下防止策の安全確認や養生確認をする
- ・ 非常口誘導灯消灯の諸注意や避難動線などを再確認する

6-2) 公演

- ・公演時のアクシデントは、多少のことが発生しても、なんとか公演を続行しようとする「力」が働くので、それが、現場の判断をにぶらせる要素となりやすい。正しい判断を短時間で下せるよう、仕込み・リハーサル時からの訓練を行なう
- ・公演中、最も注意しなければならないことは、リハーサル通りに公演が行なわれているかどうかであり、もしも、何らかの理由で、リハーサル通りに進行できなくなった場合は、すみやかに対応する
- ・公演の中断は、舞台監督の判断をもとに行う
- ・公演中止は最終の判断であり、それ以上の事故あるいは二次的災害の発生を防ぐものであるが、同時にそれは、公演とそれにたずさわるすべての人々（そこには観客も含まれている）にとって、最大のダメージであり、そうならないための処置をとることが、公演に関係するすべての人々に求められる
- ・公演中止の最終決定は、A：制作者が行なうべきであり、制作者が公演時に不在の場合はF：舞台監督が代行すべきであるが、その場合、D：プロダクション・マネージャー、E：技術監督、あるいはG：施設管理者の意向を考慮しなければならない
- ・公演は、いたずらに中止すべきでも強引に続行すべきでもなく、それを決定するためには、不在の場合も含む上記の人々の迅速な連絡、そして連携をとる

※緊急時の対応に関しては、p38「(3) 危機発生時の緊急措置」を参照

6-3) 終演後の退館

- ・主催者は退館時間を守るように注意を促す
- ・翌日の入り時間をスタッフ全体と確認し、施設側に連絡をする
- ・変更が必要となった場合、出演者含めて全関係者に伝える体制を確認する
- ・客席内、舞台上の機器の安全及び養生などを確認する
- ・ケーブルなどが障害物となっていないか確認する

○電源を落とすときの注意

- ・シーン記憶が行われている場合は、電源を落とす前にデータの確認をする
- ・冷却運転（クーリングシャットダウン）が必要な機器については、その時間を確保し、特に映像装置の場合は、電源を落とす前にスタッフに確認し、了承を得てから行う

○舞台上について

- ・終演後の状態で危険性がないか施設側と確認をとる
- ・足元灯などコンセントが抜かれているか確認する
- ・禁止行為解除申請がある場合など消火など再度確認する
- ・防火シャッターライン直下に障害物がないか確認する

○楽屋等の諸室について

- ・コンセントにさされたままの物がないか確認する
- ・灰皿は所定の位置に返却し、火気等が放置されていないか確認する

○調光室などの技術所室について

- ・操作卓などの電源が落ちているか確認する
- ・退室できる状態にしたら施設側に確認を取ってから退館する

※公演中にデータを整理して、保管の準備をする

7) 撤去・搬出：公演終了～劇場退館まで

- ・共通安全事項として次の事項に注意をして作業をする
 - ・タイムスケジュールに沿った作業を行なう
 - ・作業前ミーティングの開催
 - ・安全指導について
 - ・作業の基本について安全装備
 - ・搬出手順
 - ・床機構を搬出で使用する場合の安全事項
 - ・天井、スノコ、フライギャラリ等の危険に伴う作業の安全事項
 - ・高所作業の安全事項
 - ・脚立での作業
 - ・照明ブリッジ、トラス上での作業
 - ・吊りもの昇降操作の注意事項
 - ・稼動床動作時における安全事項

- ・暗所作業における注意事項
- ・監視員の配置
- ・重量物の移動等に関する安全事項

7-1) バラシ打ち合わせ

全体でのバラシ打ち合わせに基づいて、バラシ・搬出を行う。各セクションが一斉に作業を開始するので、仕込み時以上に順番などを確認する。

- ・搬入・仕込みと同様に全体打ち合わせを行う
- ・バラシの順番、サバキ場所の確認をする
 - ・搬入同様、施設によって立掛け禁止の場所もあるので、確認をする
 - ・全セクションが並行作業をするので、作業場所の確認を行う
- ・バラシの概要を説明する
 - ・当日のみ参加するスタッフもいるので概容を説明する

7-2) バラシ

各セクションが一斉に作業を開始するので、仕込み時以上に事故が起きやすい。施設側は安全作業を優先させるようにして、必要以上に退館時間を促さない。

- ・終演後すぐに作業を開始するケースが多いので、下記の事項に注意する
- ・退館時間に間に合わせるために作業を急ぎ過ぎない
- ・積み忘れなどなどを防止するために最終点検を行う
- ・作業員はハイテンションになりがちなので安全作業に徹する
- ・多数の意見が出やすい作業帯なので、作業責任者の指示の下で行う
- ・大道具の下の部分など暗い場所もあるので十分な作業灯りを確保して行う
- ・バラシ順は急な変更などせず、打ち合わせ通りに行う
- ・搬入機材の数量、形状確認などを行う
- ・搬出のトラックや倉庫への収納、現状復帰を考慮して、搬出を行う

○大道具

公演終了後の作業は、大道具のバラシが最後になるケースが多い。退館時間との兼ね合わせもあるが、特にバラシの順序に気を付けること。

・吊物

[手動バトンの場合]

- ・必ずアンバランスな状態になるので注意をして操作する
- ・使用後はカウンターウエイトのバランスを戻しておく
- ・バミリに使用したものを剥がしておく

[電動バトンの場合]

- ※アンバランス状態でも手動のような危険性はない
- ※パネルを寝かすときの運転には十分な経験が必要である

[幕類の場合]

- ・他の道具に掛かって破損する場合があるので、下降時には十分注意する

[パネルの場合]

- ・解体時の倒壊を防ぐため特に長尺パネルの解体には複数の人数で作業をする

・立て込みの道具

[固定床の場合]

- ・美術ボタン、照明バトンの位置を確認しパネルなどの建て込みには足元をしっかりと固定しパネルに合った筋交い（スジカイ）を取ること

[可動床の場合]

- ・可動床に道具を立て込む場合は固定床との隙間を維持する
- ・可動床の動きに注意する。特にスライディングステーজの場合は、床が空いているのか締まっているのか十分に注意する

○照明

[照明ボタン（SUS ボタン・照明ブリッジ）の場合]

- ・手動バトンの荷重バランスに留意する
- ・常吊りの位置にスポットを戻す

[仮設照明システムの場合]

- ・搬入機材の数量、形状確認をする
- ・搬入機材の整理整頓をする

[施設照明備品の場合]

- ・施設備品の数量、形状確認をする

- ・機材倉庫の整理整頓をする
- ・安全作業状況の確認をする

○音響

- ・舞台上、大道具の内部に仕込んだ機器類や回線類のバラシを行う
 - ・各機器の電源の遮断を確認してから行う
 - ・大道具の内部や下部などは暗所になる場合が多いので安全対策を十分にする
 - ・大道具の撤去の妨げになるところから作業する
 - ・仮設物の落下、足下の不具合などに注意する
- ・スタックして積み上げたスピーカーのバラシを行う
- ・吊りスピーカーのバラシを行う
- ・その他のスピーカーや機器類、回線類のバラシを行う
 - ・他分野との連携や安全確保を十分に行う
 - ・重量物の降ろし作業は危険が伴うので十分に注意する
 - ・搬出動線にかかっている回線の撤去は動線確保のため優先する
- ・客席に組んだ音響ブースの解体および機器類のバラシを行う
- ・音響室に持ち込んだ機器類のバラシを行う
- ・ロビーや楽屋周りに仕込んだ機器類のバラシを行う
 - ・機材の集積スペースまでの移動での転倒、落下に注意し慎重に行う

○映像

- ・客席側のカメラ撤去にあたっては、諸設備を破壊させないように十分に気を付ける
- ・客席側での作業が多いので安全対策を十分とる

○電気

- ・仮設電源の ON・OFF は責任の分界点を留意する
- ・仮設電源の現状復帰をする
- ・仮設電源使用後のブレーカー確認をする

7-3) 搬出

持ち込んだ物を全て搬出する

- ・搬入口の開閉にあたっては、外部の天候、気温差などによって気流の乱れが生じやすいため、舞台

作業などの状況をみて慎重に行うこと

- ・搬出車両は責任者の指示のもと搬入口につける
 - ・搬入時以上に混雑するケースが多いので責任者は的確に判断する
- ・養生が必要な場合はシート等を持ち込んで作業をする
 - ・施設を傷つけやすい作業なので必要に応じて養生を行う

[搬出に迫り及びエレベーターを使用する場合]

- ・荷崩れに注意し積載荷重内に収める
- ・昇降の際には施設側の許可を必ず得る
- ・作業エリアに近い場所に迫りがある場合は落下防止に注意する

[搬出がサシアゲ、サシオロシの場合]

- ・作業中は上下間の連絡を密にとり落下物に注意する
- ・安全ベルトなど作業員の落下防止策を十分にとる

7-4) 現状復帰と退館

搬出が確実に行われ、現状復帰ができていることを確認する。照明や音響機材等の備品リストを参照し数量の確認や、形状や機能に異常が無いか確認をする。

- ・機材関係が所定の位置にあるか確認する（搬入機材⇔施設備品）
- ・機材の数量および形状の確認をする
- ・現状復帰状態を施設担当者と確認をする
- ・忘れ物の確認をする
- ・安全装置の状態確認をする（カウンターウエイトの復帰、綱場止め具等）

○機材等を施設側の指定する基本形に戻す

- ・公演にて使用したものを施設側の基本形に戻す
- ・文字、袖幕など吊り位置を変更したものを戻す
- ・照明機材など吊り位置を変更したものを戻す
- ・客席など形状を変更したものを戻す
- ・施設の可動設備をもとに戻す
- ・主催者は退館時間を守るように注意を促す

7-5) 廃棄処理

保管することが出来ない大道具などを廃棄処理する

- ・廃棄物を分別してから専門の廃棄業者にて処理

を行う

- ・廃棄後に必要な書類は保管する

7-6) 保管

再演のために大道具を倉庫に保管する

- ・長期保管に向かない素材もあるので保管前に確認をすること

7-7) メンテナンス

使用した機材は基本的にメンテナンスを行う。この項目は日常点検、年間定期点検と中長期整備計画(改修工事)に分類し、「5. 劇場等演出空間の施設管理」の項目で詳細に解説する。

(3) 危機発生時の緊急措置

公演中のアクシデントや自然災害などに備えて計画を立てておく

※緊急時の連絡体制を確認しておく

事故や自然災害が起こった場合は、速やかに施設、消防、警察に連絡を取り、救急体制を整えるとともに、二次的災害が発生しないよう万全を期す必要がある。主催者は、公演中に緊急事態が発生した場合、公演中断の権限を事前協議の上、舞台監督に委任する。

[稽古場]

- ・とくに仮設仕込みの大道具、仮小道具、衣裳などの転倒、落下、破損、火災に注意を払うこと

[仕込み／バラシ時]

- ・各セクションがそれぞれ高所作業や重量物、危険物を扱っている場合があり、危険を伴うので、事故発生時には直ちに全セクションの作業を中断し、二次災害の発生を防止すること

[リハーサル／本番時]

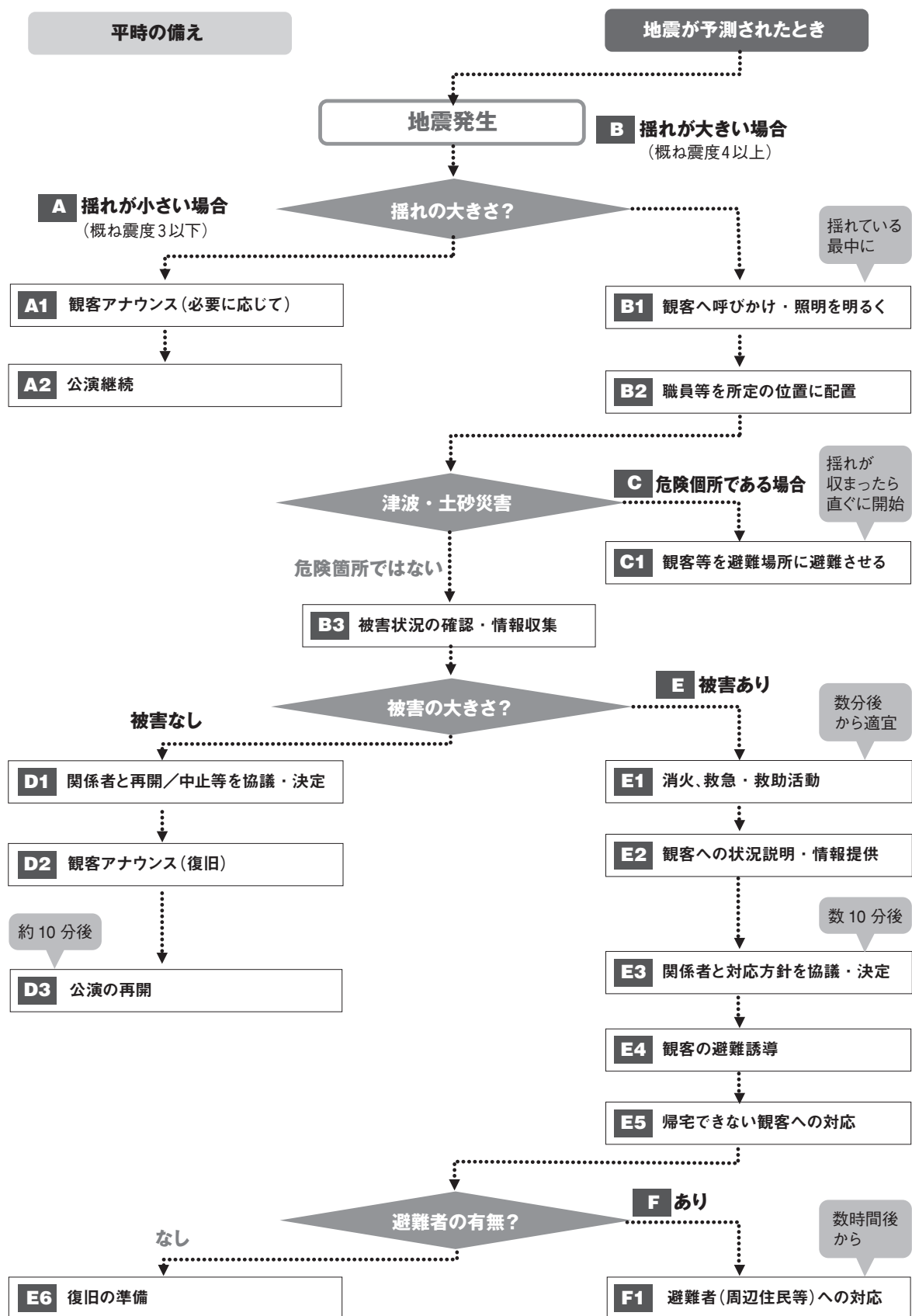
- ・アクシデントがあった場合は、直ちにその進行を止め、観客、キャスト、スタッフの安全を確保するとともに、中断後の対応を速やかに行う体制をつくること
- ・公演中止などの判断を誰が、どこで話し合うのかなど確認しておく
- ・救急車による搬送など動線や連絡体制などを確認しておく

[地震など自然災害の場合]

- ・公演を一時停止して緊急放送を入れるなどの流れをあらかじめ確認しておく

- ・地震や火事などにおいて自動で音響が遮断されない場合(持ち込みが主の場合)、緊急避難放送が客席で聞えない場合がある。音響遮断の操作の判断が速やかに行える体制を整えておく
- ・可能な限り大型映像での情報提供の準備が望ましい

事故後はその原因を調査し、明確にするとともに、事故に関する記録を作成し情報を共有、安全作業への理解を周知徹底することで再発防止を図る。



(注10) 全国公立文化施設協会「公立文化施設のリスクマネジメント危機管理ハンドブック」(2012年)より引用

4. 電気の安全事項 (注 11)

演出空間の電気設備（舞台機構、舞台照明、舞台音響等）及びその取扱いは、「電気法規」及び『劇場等演出空間電気設備指針』（1999）、『演出空間仮設電気設備指針』（2006）を遵守しなければならない。以下その概要を示す。

(1) 電気設備の安全事項

A：対地電圧の制限

- ①仮設照明設備に供給する電路の対地電圧は、150 V以下であること。
- ②仮設音響設備、仮設機構設備に供給する電路の対地電圧は、原則 150 V以下であること。ただし、取扱者以外のものが触れる恐れがないよう施工する場合は、対地電圧を 300 V以下とすることができ。
- ③単相 200 V用の機器を使用する場合は、単相 3 線式の線間 200 Vを使用すること。

（演出空間仮設電気設備指針 2.2.2 項、第 4 章 参照）

- ・演出空間で使用する照明機器は、対地電圧 150 V以下の電圧で使用しなければならないとされており、200 Vの機器は、単相 3 線式の 200 Vを使用すること。
- ・三相 3 線式 200 Vは、対地電圧 200 Vであるため、動力電源は 200 Vの照明回路に使用できない。

B：仮設電源

- ①仮設照明設備、仮設音響設備、及び仮設機構設備（チェーンホイスト等）に供給する電源は、

それぞれ独立した変圧器又は発電機から供給すること。ただし、電源が 1 系統で、やむをえず仮設照明設備と仮設音響設備の電源が共用である場合は、仮設音響設備の電源側に絶縁変圧器を設けること。

- ②使用電圧 200 Vの照明器具に供給する電源が三相 3 線式 200 Vの電源（動力電源等）の場合は、2 次側が単相 3 線の絶縁変圧器を設け、その線間 200 Vを電源とすること。

（『演出空間仮設電気設備指針』2.2.3 項、第 3 章、第 4 章 参照）

- ・演出空間での昇降用のチェーンホイストの場合、主幹の過電流遮断器は漏電ブレーカを設置すること。

C：電路の絶縁

- ①電路は、三相 4 線式の中性線及び三相 3 線式電源の 1 端子を除き大地から絶縁すること。
- ②演出空間の電気設備における電路の絶縁抵抗値は、『演出空間仮設電気設備指針』9.4.2 (1) (b) 項によること。

（『演出空間仮設電気設備指針』2.2.4 項 参照）

- ・絶縁抵抗の悪い機器・器具は、事故の原因になるため、演出空間では使用機器・器具の絶縁抵抗値は、表 2 のように定めている。

表 2

絶縁測定対象	絶縁測定点および測定値
配線機器類 (調光器・スポットライト等)	線間及び接地(アース)間の単体測定で 5MΩ 以上であること。
幹線部分 (開閉器ごとと区切り間)	線間及び接地間は、2MΩ 以上であること。
分岐回路以降負荷部分 (開閉器ごとと区切り間)	接地間のみ、2MΩ 以上であること。
電源受電点以降 (開閉器すべて ON、トータル測定)	接地間のみ、1MΩ 以上であること。
屋外雨天の場合、電源受電点以降 (開閉器すべて ON、トータル測定)	接地間のみ、100 V の場合 0.1 MΩ 以上、200 V の場合 0.2 MΩ 以上、300 V の場合 0.4 MΩ 以上であること。

(注 11) 『演出空間仮設電気設備指針』、愛知県舞台運営事業協同組合発行『劇場管理運営技術「電気」』を参照

D：使用電線

- ①演出空間の電気設備で使用する電線は、次によること。

<屋内の場合>

使用電圧が 300 V以下

キャブタイヤケーブル 2 種 (2 CT)、3 種 (3 CT)、4 種 (4 CT)

クロロプレンキャブタイヤケーブル 2 種 (2 P NCT)、3 種 (3 PNCT)、4 種 (4 PNCT)

<屋外の場合>

クロロプレンキャブタイヤケーブル 2 種 (2 P NCT)、3 種 (3 PNCT)、4 種 (4 PNCT)

- ②多心ケーブルの場合は心線に接地線を有するケーブルであること。また接地線は緑色又は緑、黄の縞模様の心線であること。
- ③ケーブルの許容電流は、『演出空間仮設電気設備指針』4.2.2 項 4.2.15 表、4.2.16 表によること。

(『演出空間仮設電気設備指針』2.2.5 項 参照)

- ・演出空間で使用出来るケーブルは、ビニルキャブタイヤケーブル及び 1 種キャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルであることと劇場等演出空間電気設備指針で規定されている。
- ・演出空間で使用するケーブルは、使用状況で区別をする事は困難なため、屋外でも屋内でも、又仮設回路でも両方に使用出来る 2PNCTで、接地線が相線と同じ太さであるケーブルを設備する事が望ましい。

E：電線の接続

- ①ケーブル相互の接続、ケーブルと電気機器の接続は差込接続器によること。
- ②仮設電気設備で使用する電気機器は、ケーブルとの接続を差込接続器で行える構造であること。
- ③多心ケーブルに使用する多極接続器は、接地極を有する差込接続器であること。
- ④単心ケーブルの配線は色別表示すること、色別は『演出空間仮設電気設備指針』4.3 項第 4.3.2 表によること。
- ⑤単心ケーブルの接続順序は接地線、中性線、電圧線の順に接続すること、また取り外す場合の順序は接続順序の逆の順で取り外すこと。

- ⑥演出空間の電気設備で使用する差込接続器は『演出空間仮設電気設備指針』2.3 項、6.3 項、7.3 項、8.3 項によること。

(『演出空間仮設電気設備指針』2.2.6 項、2.3.5 項、4.2.3 項、5.2.3 項 参照)

F：電路の過電流保護

- ①電源から負荷器具に至る配線には、電路を保護する過電流遮断器を施設しなければならない。
- ②電路の保護は、負荷容量以上の連続許容電流を有するケーブルを使用し、そのケーブルの電源側にケーブルの許容電流以下の定格電流である過電流遮断器を施設すること。
- ③演出空間の電気設備に使用する過電流遮断器はブレーカであること。
- ④ブレーカに対するケーブルの選定は、『演出空間仮設電気設備指針』4.2.2 項 第 4.2.17 表、4.4.1 項 第 4.4.1 表、第 4.4.2 表、5.2.1 項 5.2.1 表によること。

(『演出空間仮設電気設備指針』2.2.7 項、資料－1 参照)

- ・電気事故を防止するため、負荷容量及び配線ケーブルの許容電流に適合した過電流遮断器 (MCCB) を各回路に設置すること。
- ・負荷容量以上の連続許容電流を有する電線を使用しなければならない。その電線には電源側に電線を保護する過電流遮断器を設置すること。短絡保護のため、使用する電線は、短絡保護協調されたものであること。
- ・電力用電路に使用する過電流遮断器はMCCB (ブレーカ) であること。特に、配線にキャブタイヤケーブルを使用する仮設電気設備や会館ホールの仕込み回路はブレーカの遮断特性でないと保護協調が得られないためヒューズは使用できない。

G：幹線

幹線とは、電源から負荷回路 (分岐回路) を保護するブレーカの 1 次側 (電源側) の回路をいう。

- ①電源側の大容量の幹線に接続できる小容量の幹線、又は分岐回路にある安全確保のための制限は、『演出空間仮設電気設備指針』によること。

②幹線の電源側には、前F④項によるその幹線を保護するブレーカを施設すること。

(『演出空間仮設電気設備指針』2.2.8 項、4.4 項 参照)

H：分岐回路

負荷を接続しているコンセント等の差込接続器から配線ケーブルの電源側に施設されたブレーカまでの配線（負荷回路）をいう。
ブレーカの定格電流は 50A 以下であること。
分岐回路の種類は、15A、20A、30A、40A、50A でそれぞれに接続できるコンセントの種類及びケーブルの太さは、『演出空間仮設電気設備指針』第 2.2.2 表及び第 2.2.3 表によること。
劇場、ホール等に施設されたフライダクトは、『劇場等演出空間電気設備指針』2.3.4 項によること。

(『演出空間仮設電気設備指針』2.2.9 項、5.2.1 項 参照)

I：電圧降下

- ①配線距離が長くケーブル亘長が長い場合は、電圧降下が大きくなるため太いケーブルを使用すること。
- ②キャブタイヤケーブルの電圧降下の計算式は、『演出空間仮設電気設備指針』第 4.2.18 表によること。

- ・電圧降下を避けるため、配線が長ければ長い程ケーブルは太いものを選ぶこと。

J：接地

- ①演出空間の電気設備に使用する、電気機器の筐体等の非充電金属部は、接地すること。
- ②電気機器には接地端子を設け接地線に接続すること。
- ③仮設電気設備の配線には接地線を付属すること。
- ④単心ケーブルによる接地線は緑色ケーブル又は両端を緑色テープで表示すること。
- ⑤接地線の太さは電圧線と同じ太さのものであること。
- ⑥仮設電気設備における電気機器に対する接地線

の接続方法は、『演出空間仮設電気設備指針』2.2.10 項、3.8 項、4.6 項、5.6 項によること。

(『演出空間仮設電気設備指針』2.2.10 項 参照)

- ・機器・器具の金属箱等の非充電金属部は接地線により確実に接地すること。

K：感電防止等の地絡保護

- ①演出空間の電気設備における電路には、漏電遮断器又は漏電警報装置等を施設すること。
- ②劇場、ホール等の施設された演出空間電気設備の地絡保護設備は、『劇場等演出空間電気設備指針』によること。
- ③仮設電気設備の地絡保護は、『演出空間仮設電気設備指針』2.2.11 項、3.7 項、4.5 項 5.5 項、6.5 項、7.5 項、8.5 項によること。

(『演出空間仮設電気設備指針』2.2.11 項 参照)

- ・感電事故防止の為、事前の絶縁抵抗測定の実施、各電気機器及び電気機器取付けタワー等を接地（アース）する、漏電ブレーカ或いは漏電警報器を設置すること。通電中は、漏洩電流計による漏れ電流の点検を実施すること。

L：舞台「灯入れ」、星球等の回路

- ①舞台「灯入れ」回路等の小容量負荷の回路の構成は、演出空間仮設電気設備指針 2.2.13 項によること。
- ②星球等の微小容量の器具を多数使用する電路の構成は、『劇場等演出空間電気設備指針』2.4.1(6) 項によること。

- ・演出空間で照明器具等、使用出来るコードの太さは、2mm² 以上とされている。1.25mm² 以下のキャブタイヤケーブル（2 CT, 2 PNCT）や舞台仕込み用の電気スタンド、行灯、街路灯の“灯入れ回路”に使用する小容量のコード（ビニルコードやキャブタイヤコードで平行コンセントを使用しているもの）を照明回路コンセントから使用する場合は、その回路に過電流遮断器（15 A 以下）を設けて使用しなければいけない。

M：ノイズ防止対策

ノイズ障害は、電源状態、配線ルート、接地電流等、他の電気設備に大きく影響されるため、劇場、ホールに固定して設備された劇場等の演出空間電気設備と、常に設置場所が変化する仮設電気設備の場合ではノイズ防止対策に相違があるため、次によること。

- ①設備された劇場等の演出空間電気設備は、空調、エレベータ等の他の設備との関係を考慮した『劇場等演出空間電気設備指針』9.2項によること。
- ②設置場所が変化する仮設電気設備は、『演出空間仮設電気設備指針』2.2.16項、3.9項、4.7項、5.7項、6.7項、7.7項によること。

- ・ノイズ防止のため、照明と音響のそれぞれの配線は、できるだけ離隔すること。
- ・ノイズ防止のため、クセノンピンスポットライト等の高圧放電灯の近傍に、音響調整卓や調光操作卓等の制御装置及びワイヤレスアンテナを設置しないこと。
- ・ノイズ防止のため、ワイヤレスアンテナの近傍にはデジタル信号ケーブルを配線しないこと。やむをえない場合は金属管配線とすること。
- ・ノイズ防止のため、信号回路の接地を行うこと。
- ・信号回路に関する接地は1点接地、接地線の接続はスター接続とし、接地線がループ接続にならないようにすること。

N：機器、機材の安全事項

- ①劇場等の演出空間電気設備で使用する機器、機材は、『劇場等演出空間電気設備指針』によること。
- ②仮設電気設備で使用する機器、機材は、『演出空間仮設電気設備指針』2.3項、6.2項、7.2項、8.2項によること。

- ・モータや蛍光灯など周波数に影響される製品を使用する場合は製品特性を調べ、それぞれの地域の周波数に合わせて使用すること。
- ・三相4線式でSCR調光器等を使用すると、波形が異なるためN相（中性線）には、乱れた電流が流れる。実験結果では、例えば、R相は調光フェーダを100%、T相70%、S相0%の場合、N相（中

性線）には、133%の電流が流れる現象が起きる。このような状態は、故意に設定しないと、操作上は有り得無いと思うが、フェーダを50%以下で固定をすると、配線ダクトが唸る現象も起きるので注意すること。

- ・負荷接続用のコンセントは、接地極を有するものであること。
- ・機器の電源コード及び仕込みに使用する多心ケーブル（2CT、2PNCT）は、接地線を有する心線数のケーブルであること。

(2) 仮設電気設備の施工

仮設電気設備の施工は機器、機材の搬入、仕込み、リハーサル、本番、撤去、搬出原型復帰までと定義し、『演出空間仮設電気設備指針』第9章に示されているため、本ガイドラインでは、その項目のみ記述し、内容詳細は同指針を参照することとする。

※ () 内数字は『演出空間仮設電気設備指針』の項No.

- ・ 仮設電気設備における施工の特殊性 (9.1)
- ・ 仮設電気設備に施工の手順 (9.2)
- ・ 仮設各設備における設計上の基本事項 (9.3)
- ・ 仮設舞台の設営 (9.3.1)
- ・ 仮設電気設備の打合せ事項 (9.3.2)
- ・ 各設備の電路設計上の基本事項 (9.3.3)
- ・ 施工上の安全事項 (9.4)
- ・ 仕込みの安全事項 (9.4.1)
- ・ 仕込みの点検 (9.4.2)
- ・ リハーサル及び本番操作時の注意事項 (9.4.3)
- ・ 搬入、撤去の安全注意事項 (9.4.4)
- ・ 施工における作業上の安全事項 (9.5)
- ・ 一般事項 (9.5.1)
- ・ 作業者の服装 (9.5.2)
- ・ 高所作業 (9.5.3)
- ・ 吊物操作の注意事項 (9.5.4)
- ・ 搬入、撤去作業の注意事項 (9.5.5)

(3) 保守点検（メンテナンス）

- ・ 劇場、ホールの演出空間電気設備
劇場、ホールの劇場技術管理（施設管理）を参照すること。
- ・ 仮設電気設備
仮設電気設備の電気機器、機材は使用時にのみ公演制作現場に集合されるものであるため使用機器、機材は各仕込み業者の持ち込み機器、機材となる。従って設備機器、機材の管理は各業者の傘下で行わなければならない。
このことから、業者の社内機材管理の必要事項として『演出空間仮設電気設備指針』第10章を参照すること。
- ・ その他
 - ・ 客席灯（客電）が舞台照明用トラスに組み込まれている場合は、客席灯の容量も計算して点灯すること。
 - ・ 持込照明機器用電源を舞台照明用調光主幹盤から分岐している設備は、既存の舞台照明設備を利用しながら、持込照明機器用電源を使用する場合は、既存設備の最大利用容量と持ち込み機器の最大利用容量の合計値は、舞台照明用調光主幹盤の容量内で使用する必要がある。

（愛知県舞台運営事業協同組合発行『劇場管理運営技術「電気」』参照）

5. 劇場等演出空間の施設管理

(1) 舞台設備の管理 (注12)

施設設備の中で、舞台機構（床・吊物）、照明機構、音響機構は舞台特殊設備とも呼ばれ、施設の目的にあった専門機材・機器が、設計者あるいは実際の使用者によって選択される。時には、その施設のためだけに開発された機材・機器が多く使用される事がある。これらの設備を管理するにあたり、常日頃から点検・整備を欠かさないようにしなくてはならない。

保守点検とは、寿命のある機械の品質保証期間を延長するものではなく、何もしなければ重大な問題になる恐れがあることを事前にチェックし、予想される問題を解決するものである。必要な交換を施した場合は、一般的にその部分については保証期間が延長される。機械部品は、年月とともに徐々に劣化もしくは問題を生じてくるので、保守点検によってできるだけ復元させるが、特に電気制御部品の劣化チェックは困難で、突然動かなく場合もある。従って、その寿命を予測し、それ以前に取り替える判断が必要となる。

点検業務は年間で計画的に行うものと、不具合が生じたときに随時行うものがあるが、日頃から設備の作動状態に気を配っておく必要がある。特に聴音および目視チェックは重要である。

1) 日常点検

日常の機構操作が日常点検となる。通常の作動状態に対し、どう異常があるかなどを感知し判断するのは、日々設備と接し操作を行う重要な仕事。従って、日常業務での観察の経過・結果と密接に関わってくる。

①種類

ア. 始業前点検

利用者に貸し出す前に施設設備に異常や不具合がなく、正常に使用できるか行う点検。

業務開始時から機能させる施設設備について、正常に機能しているかを確認する。

イ. 計画的に行う点検

- a. 動作に異常を感じる場合（発見した時点で、点検日や業務の空いた時間を見つけて点

検）

- b. 稼働率の低い装置を使用する場合（慣らし運転、動作チェック）

ウ. 随時点検

○舞台機構

- a. 過積載で衝撃荷重が作用した場合
- b. 定格限界の積載量で稼働率が高い場合
- c. 地震後の全ての機構（吊物、迫り）
- d. 大地震の後は、点検といえども動かさず、メーカーの点検を待つ
- e. 大掃除や備品の清掃など
- f. 消耗品の交換と点検（催事に影響が無いようにチェックし、各施設に見合った数を確保しておく）
- g. 緊急事態に対応できるように（ファイナルスイッチ作動時の簡易復旧）日頃から訓練しておくことが大切

○照明

- a. 照明器具による地絡・火災などが起こった場合
- b. スポット・ケーブル・コネクター等の破損などを発見した場合
- c. 大掃除や備品の清掃など
- d. 消耗品の交換と点検（催事に影響が無いようにチェックし、各施設に見合った数を確保しておく）
- e. 緊急事態に対応できるように（施設管理側職員との連携・連絡等）日頃から訓練しておくことが大切

○音響

- a. 過大音量でスピーカーを鳴らした場合
- b. 地震後の全ての機器
- c. マイクロフォンケーブル・スピーカーケーブル等の被覆の傷みを発見した場合
- d. 大掃除や備品の清掃など
- e. 消耗品の交換と点検（催事に影響が無いようにチェックし、各施設に見合った数を確保しておく）

（注12）愛知県舞台運営事業協同組合『劇場管理運営技術「劇場管理運営業務」』参照

- f. 緊急事態に対応できるように（緊急放送システムの動作等）日頃から訓練しておくことが大切

②方法

○舞台機構

正常状態を把握しておき、起動、停止時の機構（吊物、迫り）の動作、停止レベル、動作中の異音、振動より異常状態がないか確認をする。

○照明

照明設備における各パイロットランプ・各計器の正常な点灯および表示値を把握し、照明設備使用時の異常表示がないか確認する。

○音響

正常状態を把握しておき、起動、停止時の動作、停止レベル、動作中の異音、ノイズより異常状態がないか確認をする。

③異常状態、不具合等を発見した場合の対処

○舞台機構

- a. 運転中止→原因調査→原因の特定（除去、修理）→復旧確認→運転再開
- b. 別の装置に変更
- c. 専門技術者による調査、調整、修理

○照明

- a. 関係各部署（舞台監督・照明チーフ・調光室・責任者（主催者）・施設管理側職員）へ連絡
- b. 運転の中止（電気回路の遮断）
- c. 異常状態の排除（初期消火など）→原因の調査→原因の特定
- d. 機器などの点検・修理・変更
- e. 専門技術者による調査、調整、修理

○音響

- a. 動作停止→原因調査→原因の特定（除去、修理）→復旧確認→動作再開
- b. 別の機器に変更
- c. 専門技術者による調査、調整、修理

2) 定期点検

原則的にはメーカー側が年間計画に沿って行なう点検で、年間の回数は、施設によって異なる。定期点検

に立ち合い、メーカーへ報告をし、修理・調整が必要な物があれば依頼を行う。ただし、有償のものについては施設管理側職員の了解を得ることが必要で、また、不具合が生じた時に、どう対処したらいいかメーカーの説明を受け、確認しておく必要がある。

- ①日常業務で不具合があれば業務日報に記録し、これを利用して定期点検時に報告し対処を依頼する。
- ②点検に立ち会うこと。不具合などを報告しながら点検に立会い、どう改善されたかを確認し、業務日報にその確認の記録を行う。
- ③点検後、試運転等の確認を行う。
- ④点検報告書には、必ず目を通し、確認事項を業務日報に記載する。

3) 中長期整備計画

設備全体および各部の劣化状況を観察し、更新を提案することも大切である。現在は問題ないが、近い将来取替えが必要な物などがあれば点検結果報告書に必ず記載されるので、必要に応じて施設管理職員に説明し別予算を確保してもらうことも重要である。日常的な操作業務を担っている技術スタッフの現場からの声と、メーカーからの提案とで、中長期整備計画を作成することが求められる。

(2) 施設での公演

制作事業者は専門的な事業者から一般住民まで多様な利用者が想定される。これらの利用者の安全意識、安全を確保する技術にはかなりの格差が存在することが予想される。施設ごとに利用者への安全確保のための公演制作への支援、指導、助言、さらに安全教育についての実施方針を作成し、専門人材の配置など必要な体制をとることが必要である。

①施設の自主公演での対応

施設管理者は制作事業者として本ガイドラインに沿った安全衛生管理体制の構築と安全作業と安全衛生管理を実施する。

②施設を貸与した場合での公演への対応—貸与方針の作成

施設管理者は、本ガイドラインに沿って制作事業者に施設に関する必要な情報を提供するとともに、制作事業者の公演制作内容について把握し、危険を認識した場合、制作事業者に注意を促す。

6. 仮設舞台の安全事項 (注13)

屋外の仮設舞台では、風雨、雪など気象状況の変化に対応する事が必要である。

- ①屋外の仮設舞台においては、安全衛生連絡協議会が気象情報の把握を行い、安全な作業が困難な状況となった場合、作業の停止や中止など適切な処置を指示できる体制を整える。

強風：仮設物の強度や高さ、吊物の有無によって耐風度が変わってくるため、現場で専門家のアドバイスを参考にすることが望ましい。具体的な対応法については日本舞台技術安全協会（JASST）ガイドラインVol.4を参照。

- ②施設においては、地震など予測できない災害時の対応計画、連絡体制を整える。

7. その他

(1) 関連法規

施設は、不特定な多数の観客が集まる場所であり、舞台は作業する上で大変危険な場所でもある。こうした施設の運用面での安全性を維持するため、我々は常に危険に対する意識を持ち続けなければならない。

法令では、こうした危険度に対し、安全性を確保するための規制を幾つか定めている。それらは舞台芸術の世界に照らし合わせて作られたものではないが、安全に関すること、人命に関わることには特に配慮しなければならない。舞台芸術に携わる創造者、施設関係者が一体となって、スムーズかつ安全に作業を進めるためには、責任の所在を明確にし、関連する法令をしっかり把握しておく必要がある。

以下に、劇場等演出空間に関係の深い法律等をあげる。

労働基準法

—関連規則等：年少者労働基準規則 女性労働基準規則—

労働に関する諸条件を規定している法律。ここにおける基準は最低限の基準であり、労働条件の実効性を確保するために独自の制度が設けられている。

労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）

労働力需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講じるとともに派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的としている。

(注13) 雨、雷、その他詳細は来年度以降の検討課題とする。

労働安全衛生法

—関連規則等：労働安全衛生規則 クレーン等安全規則—

労働災害防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講じる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としている。

本ガイドラインでは統括安全衛生責任者の選任を定めているが、これは労働安全衛生法に基づくものである。その義務主体は労働者を使用して事業を行う者すなわち事業者であるが、一つの現場において、複数の下請事業者の労働者が「混在」して作業を行うことになり、この「混在作業」から生ずる労働災害を防止するための安全衛生管理を「統括管理」としている。以下に根拠となる法律とその条項を挙げる。

労働基準法 第5章 安全及び衛生 第42条 労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法
労働安全衛生法 第三章 安全衛生管理体制（統括安全衛生責任者）第15条／（安全衛生責任者）第16条／（安全委員会）第17条／（衛生委員会）第18条／（安全衛生委員会）第19条／（特定元方事業者等の講ずべき措置）第30条

労働安全衛生法施行令…政令、労働安全衛生規則…省令

消防法

—関連規則等：消防法施行令 消防法施行規則 火災予防条例 危険物の規制に関する政令規則—

火災を予防、警戒、鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的としている。

なお、消防法に基づき、各地方公共団体が独自に消防条例を定めることになっています。そのため地域により規制内容が変わる場合がある。

火薬類取締法

—関連規則等：火薬類取締法施行規則—

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取

扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としている。

建築基準法

建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康および財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。

電気事業法

—関連規則等：電気事業法施行令 電気事業法施行規則—

電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気使用者の利益を保護し、電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持および運用を規制することによって、公共の安全を確保し、環境の保全を図ることを目的としている。

電気工事士法

—関連規則等：電気工事士法施行令 電気工事士法施行規則—

電気工事の作業に従事する者の資格および義務を定め、もって電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的としている。

電気用品安全法

—関連規則等：電気用品安全法施行令—

電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

消費生活用製品安全法

消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造および販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。レーザー光線の使用に関する規制も定められている。

PL法（製造物責任法）

製造物の欠陥により人の生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の

責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

電波法

—関連規則等：電波法施行規則 無線設備規則—

電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。特にワイヤレスマイクの使用に関する規制を定めた法律。

著作権法

著作物並びに実演、レコード、放送、有線放送に関し著作権者の権利およびこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的としている。

銃砲刀剣類所持等取締法

銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めた法律。

動物の愛護および管理に関する法律

—関連規則等：動物取扱業者に係る飼養施設の構造および動物の管理の方法等に関する基準—

動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛および平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体および財産に対する侵害を防止することを目的としている。

食品衛生法

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上および増進に寄与することを目的としている。

興行場法

興行場（映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸または観せ物を、公衆に見せ、または聞かせる施設）を経営する者の義務等を定めた法律。

健康増進法

我が国における急速な高齢化の進展および疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的としている。受動喫煙に関する取り決めが含まれる。

地方自治法

地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織および運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的としている。公の施設とその指定管理者に関する取り決めがなされている。

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念および政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国および地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

文化芸術振興基本法

文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活および活力ある社会の実現に寄与することを目的としている。

文化芸術の振興に関する基本的な方針 (平成十四年十二月十日閣議決定)

この基本方針は、平成 13 年 12 月に施行された、文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、今後おおむね 5 年間を見通し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために定められ、第 1 においては、文化芸術の振興の基本的方向として、文化芸術の振興における国の役割を明らかにするとともに、特に重視すべき方向性と留意すべき事項について定めている。第 2 においては、第 1 の基本的方向を踏まえて講ずべき基本的施策について定めている。

文化芸術の振興に関する基本的な方針 (平成十九年二月九日閣議決定)

第 2 次基本方針は、文化芸術振興の今日的意義や第 1 次基本方針策定後の諸情勢の変化等を踏まえ、第 1 次基本方針を見直し、今後おおむね 5 年間を見通して策定するものである。第 1 で文化芸術の振興の基本的方向として、文化芸術の振興の意義、文化芸術の振興にあたっての基本的視点および重点的に取り組むべき事項について定め、続く第 2 で第 1 の基本的方向を踏まえて講ずべき基本的施策について定めている。

文化芸術の振興に関する基本的な方針 (平成二十三年二月八日閣議決定)

文化芸術振興基本法に基づく、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための方針。文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等をふまえて第 2 次基本方針を見直し、今後おおむね 5 年間を見通して策定している。

関連法規一覧

法令名		施行及び改正年月日等
労働関係法体系(抜粋)		
労働基準法	法律第89号	平成20年12月12日
年少者労働基準規則	厚生労働省令第86号	平成19年6月1日
女性労働基準規則	厚生労働省令第183号	平成18年10月11日
労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)	法律第61号	平成23年6月3日
労働安全衛生法	法律第74号	平成23年6月24日
労働安全衛生法施行令	政令第13号	平成24年1月25日
労働安全衛生規則	厚生労働省令第9号	平成24年1月27日
クレーン等安全規則	厚生労働省令第1号	平成18年1月5日
消防、建築関係法体系(抜粋)		
消防法	法律第74号	平成23年6月24日
消防法施行令	政令第296号	平成23年9月22日
消防法施行規則	総務省令第131号	平成23年9月22日
危険物の規制に関する政令	政令第405号	平成23年12月21日
危険物の規制に関する規則	総務省令第165号	平成23年12月21日
火薬類取締法	法律第74号	平成23年6月24日
火薬類取締法施行規則	経済産業省令第65号	平成21年11月27日
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)	法律第74号	平成23年6月24日
建築基準法	法律第124号	平成23年12月14日
電気・製造品関係法体系(抜粋)		
電気事業法	法律第109号	平成23年8月30日
電気事業法施行令	政令第427号	平成23年12月26日
電気事業法施行規則	経済産業省令第34号	平成23年6月30日
電気設備技術基準 (電気設備に関する技術基準を定める省令)	経済産業省令第15号	平成23年3月31日
移動用電気工作物の取扱いについて	原院第1号	平成17年6月1日
電気工事士法	法律第74号	平成23年6月24日
電気工事士法施行令	政令第7号	平成19年1月12日
電気工事士法施行規則	経済産業省令第86号	平成20年12月3日
電気用品安全法	法律第122号	平成23年12月14日
電気用品安全法施行令	政令第213号	平成23年7月6日
消費生活用製品安全法	法律第122号	平成23年12月14日
消費生活用製品安全法施行令	政令第223号	平成22年11月10日
PL法(製造物責任法)	法律第85号	平成6年7月1日
電波・電気通信関係法体系(抜粋)		
電波法	法律第74号	平成23年6月24日
電波法施行規則	総務省令第164号	平成23年12月16日
無線設備規則	総務省令第162号	平成23年12月14日
その他の法体系(抜粋)		
著作権法	法律第74号	平成23年6月24日
著作権法施行令	政令第296号	平成23年9月22日
知的財産基本法	法律第119号	平成15年7月16日
銃砲刀剣類所持等取締法	法律第72号	平成23年6月22日
動物の愛護及び管理に関する法律	法律第105号	平成23年8月30日
動物の愛護及び管理に関する法律施行令	政令第8号	平成24年1月20日
動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び 動物の管理の方法等に関する基準	総理府令第88号	平成12年8月14日
食品衛生法	法律第49号	平成21年6月5日
興行場法	法律第122号	平成23年12月14日
健康増進法	法律第105号	平成23年8月30日
地方自治法	法律第122号	平成23年12月14日
個人情報保護に関する法律	法律第49号	平成21年6月5日
個人情報保護に関する法律施行令	政令第166号	平成20年5月1日
文化芸術振興基本法	法律第148号	平成13年12月7日
文化芸術の振興に関する基本的な方針(第1次基本方針)	閣議決定	平成14年12月10日
文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)	閣議決定	平成19年2月9日
文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)	閣議決定	平成23年2月8日

平成24年2月29日現在

(2) 特定の作業に求められる資格等

公演制作にあたって、1)～5)は、防火、安全衛生の確保および特定の作業を行う上で必要となる国家資格。6)、7)は関係者に推奨される公的資格。この他に、照明、音響などの各協会が資格を設けている。

1) 電気工事士

＜国家資格・電気工事士法、経済産業省＞

一般用電気工作物および自家用電気工作物の工事に関する専門的な知識を有するものに都道府県知事より与えられる資格。電源が露出した電源盤から電源をとる場合は、電気工事士資格が必要となるが、接続器を利用した接続の場合は、舞台技術者が電源の供給作業が許される。

2) 甲種防火管理者

＜国家資格・消防法、総務省＞

不特定の人が入り出る建物（映画館・病院・複合商業ビルなどの特定防火対象物）で、収容人員が30人以上、かつ延べ床面積が300平方メートル以上の場合、甲種防火管理者としての資格を持つ者を防火管理者に選任しなければならない。

3) 足場の組立等作業主任者

＜国家資格・労働安全衛生法、厚生労働省＞

高所作業は労働安全衛生法では2メートル以上と規定されているが、5メートルを超える足場の組立及び解体作業は、資格保持者の立ち会い、指導が必要となる。

4) クレーン運転士

＜国家資格・労働安全法、厚生労働省＞

荷を動力を用いてつり上げ（人力によるものは含まない）これを水平に運搬することを目的とする機械装置のことで、劇場の搬入口等に設置されるホイストクレーンも含まれる。つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転は「クレーン運転業務特別教育」の受講者であれば可能である。

5) 玉掛け技能講習修了者

＜国家資格・労働安全衛生法、厚生労働省＞

玉掛けとはクレーンなどに直接あるいはワイヤーロープなどで荷物をクレーンなどのフックに掛け外しする作業のことである。荷物の重さに関わらず、クレーン等の能力が1トン以上の場合には必要である。

1トン未満の場合は「特別教育」でよい。

6) 職長・安全衛生責任者

＜公的資格・労働安全衛生法、厚生労働省＞

製造業をはじめとする多くの事業場では、職長は仕事を能率的に進めることに加えて、部下の健康と安全を確保する上で重要な立場にあります。一方、建設業など同一の場所において混在作業を行うことによって生じる労働災害を防止するために、その現場全体を統括管理する安全衛生管理体制を必要とします。劇場等演出空間等でも恒常的に混在作業が存在するため「職長・安全衛生責任者教育」を受講することが望ましい。

7) 普通救命講習Ⅱ

＜公的資格・消防本部、総務省＞

応急処置の技能が取得できる。普通救命講習Ⅰ、上級救命講習もあるが、AED（自動体外式除細動器）を何度も使用する機会のある方及び予想される方はⅡを修了することで、AEDを使用することが認められる。

(3) 参照すべき文献

劇場等演出空間電気設備指針

劇場、ホール等の演出空間には、照明設備、音響設備、機構設備といった演劇などの演出効果に欠かせない電気設備が施設されている。劇場等演出空間の電気設備の安全性を確保するため、これら設備の設計者、施工者が遵守すべき安全事項を主体としてとりまとめている。設備の安全を司るためには、機材等の製造者、施設管理者、施設使用者を併せて施設利用関係各位の共通認識が必要であり、この観点で、広範囲な内容を含んで作成した指針。

< <http://www.ieiej.or.jp/publish/g50300.html> >

演出空間仮設電気設備指針

観客を集めて公演する演劇やコンサート、または様々なイベントに使用する演出空間仮設電気設備が電気設備技術基準等の法規を遵守した電気的安全性を確保し、かつ、その公演に支障をきたさない電氣的性能を維持するための指針。

< <http://www.ieiej.or.jp/publish/g50300.html> >

公益社団法人劇場演出空間技術協会(JATET)

刊行物・調査研究報告書

建築・機構・照明・音響・映像・総合・その他の分野ごとに各舞台機構や舞台機器の使用における安全性や使用方法に言及している。自主規格ではあるが、日本における舞台作業にあたっての大きなガイドライン。

< <http://www.jatet.or.jp/> >

NPO 法人日本舞台技術安全協会(JASST)

ガイドライン

厚生労働省東京労働局安全化の指導の下、JASST加盟団体における各社スタッフ、屋外におけるコンサートイベント等関係者に対する安全作業のための対策案をガイドラインとして提唱している。安全装備品の提供、着用と使用に関する指導・教育対策の推進を前提としている。

< <http://www.jasst.org> >

全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協)

安全衛生管理マニュアル

全照協安全委員会が作成。事業者が法に従い労働者のための安全衛生活動を行うことを目的としたPart 1

(事業者・管理者編)、現場作業者が安全意識を持ち、日常の作業、業務の中で徹底すべき事をまとめたPart 2(現場管理者・作業員編)の2分冊。

社団法人全国コンサートツアー事業者協会

(ACPC) コンサート約款

入場券購入者の保護およびコンサート主催者の正当な利益の保護に資する事を目的として、入場券購入者とコンサート主催者との間に於ける入場券およびコンサートに係わる基本的な契約関係を明示している。全国中小企業団体中央会の平成6年度活路開拓ビジョン実現化事業(ゆとりと豊かさ枠)の補助金で策定。

< <http://www.acpc.or.jp/concert/index.php> >

レーザーアートアンドサイエンス協会

LASA 安全基準

劇場、アリーナなどの広い空間で使用される高出力のレーザー機器は使い方次第で重大な事故を引き起こす可能性があるため、博物館やホールなどの文化施設、公共の場において芸術、展示、エンターテインメントなどを目的としたレーザーディスプレイを安全に行うための基準を定めている。

< <http://www.lasa.gr.jp/> >

テレビ番組の制作技術 増補版

著：NHK 放送技術局

デジタル放送時代の“テレビ番組”を制作するために必要な基礎知識やノウハウ、等を網羅的に解説した入門書。撮影・スイッチング・照明・音声・ポストプロなどの最新技術や設備、制作方法、デジタル時代の放送技術などの項で構成され、急速な技術革新が進む放送技術の世界を広範囲にカバーしている。

愛知県舞台運営事業協同組合

劇場管理運営技術テキスト

公共ホールの所有者である行政の方へ専門技術者による劇場管理運営の必要性を訴え、『2002年度より実施している『劇場管理運営技術者技能認定試験』制度のためのテキストとして、「劇場管理運営業務」「劇場設備と作業の実践」「電気」「劇場関係参考法令集」「舞台用語集」の5冊を作成している。

< <http://www.aibukyou.or.jp> >

参考資料

- 1) 使用申し込みにあたって劇場・ホールからの使用案内
- 2) 使用申し込みにあたって必要な制作からの情報
- 3) 使用決定後の劇場・ホールからの情報
- 4) 公演側から劇場・ホール側へ提出（照明）
- 5) 公演側から劇場・ホール側へ提出（音響）
- 6) 公演側から劇場・ホール側へ提出（舞台）
- 7) 打合せ表事例
- 8) 平面図事例＜新国立劇場小劇場＞
- 9) 断面図事例＜新国立劇場小劇場＞

※資料 1) ～ 6) は下記サイトよりエクセルデータのダウンロードが可能です。

<http://www.geidankyo.or.jp/kijunkyo/>

1) 使用申し込みにあたって劇場・ホールからの使用案内

項目	備考
・使用料金（付帯設備等も含む）について	
・交通の案内について	
・劇場の図面等について	
・ 1/100 程度の平面図、断面図、客席図	
・ 楽屋などの配置図	
・ 備品リスト	
・ 使用に際しての詳細について	
・ 使用にあたって必要な書類について	
・ 劇場利用者担当スタッフについて	
・ 劇場技術スタッフについて	
・ 劇場の下見について	
・ 公演のポスター、チラシ、チケットについて	
・ 使用決定後の打ち合わせについて	
・ 特殊効果等に関する消防署への書類について	
・ その他、制限のある演出などについて	

2) 使用申し込みにあたって必要な制作からの情報

項目	備考
・ タイトル	
・ 催しの種類	
・ 主催者（団体名）／連絡先	
・ 主催責任者／連絡先	
・ 公演場所	
・ 使用期間	
・ 仕込み期間	
・ 本番期間	
・ 主要スタッフ名／連絡先	

3) 使用決定後の劇場・ホールからの情報

劇場の図面およびリストと明示すべき情報	チェック		備考
・ 舞台、客席平面図（ブリッジ、タワー等を記入）	有	無	
・ 舞台、客席断面図（ブリッジ、タワー等を記入）	有	無	
舞台機構について ・ 吊りもの / 床機構の形状、駆動方式、積載重量など	有	無	
・ 舞台、照明、音響、映像関係備品リスト （品名、型番、数量、スペックを記入）	有	無	
・ 照明、音響、映像の常設機器配置図 （品名、型番、数量、スペックを記入）	有	無	
・ 舞台、照明、音響、映像関係の常設電源 / 信号回線図 （コンセント形状、数量、容量を記入）	有	無	
・ 特設電源盤配置図 （電源方式、電圧、容量、接続方式を記入）	有	無	
・ 照明、音響調整卓 / 設置設備についての情報 （品名、型番、スペック、数量、操作説明書の有無、持込調整卓の設置場所、音響調整室での操作の可 / 不可）	有	無	
・ 運営連絡設備についての情報 有線 / 無線インカムの設置場所、数量、CH 数	有	無	
・ 音声 / 映像モニターの数量、設置場所	有	無	
・ 客席仮設仕込みについての情報 （客席内等の通線口、溝、ドア迂回フック等）	有	無	
・ 搬出入についての情報 （搬入口の形状、設備、駐車条件等）	有	無	
・ 中継車、電源車を特設する場合についての情報 （配線経路、駐車位置等）	有	無	
・ 緊急、災害時についての情報 （消火栓 / 消火器の配置図、避難経路図等）	有	無	

4) 公演側から劇場・ホール側へ提出（照明）

項目	チェック		備考
・ 照明仕込み図 （機材配置、使用回路数、吊込重量等）	有	無	
・ 機材リスト （使用劇場機材、持込機材、重量、電気容量等）	有	無	
・ 機材搬入車の種類	有	無	
・ 仮設調光卓の設置位置及び調光システムの信号線配線図	有	無	
・ 仮設電源についての情報 必要電源リスト	有	無	
特設電源盤使用の際の負荷容量	有	無	
電源幹線配線図	有	無	
電源車配置図	有	無	
・ 連絡設備について（インカム等） 系統図（平面図に書き込み可）	有	無	
・ 照明スタッフリスト（名前、連絡先明記）	有	無	
・ 全体スケジュール表	有	無	
照明仕込みに必要な詳細スケジュール表	有	無	

5) 公演側から劇場・ホール側へ提出（音響）

項目（○は規模にかかわらず提出）	チェック		備考
音響仕込み図（平面図）	有	無	
音響断面図	有	無	
機材リスト	有	無	
○劇場設備・備品機材リスト	有	無	
○持ち込み機材リスト	有	無	
各機材リストには重量、電気容量を記入	有	無	
回線表	有	無	
○劇場使用回線表	有	無	
回線引回し図	有	無	
電源取り回し図	有	無	
○必要電源リスト	有	無	
電源車配置図	有	無	
連絡設備系統図（平面図に書き込み可）	有	無	
インカム	有	無	
ITV	有	無	
Cue ランプ	有	無	
仕込み詳細図	有	無	
スピーカー・スタック図	有	無	
（機種、形状、サイズ、重量、転倒防止策明記）	有	無	
（振り角度、あおり角度明記）	有	無	
リギング図	有	無	
（機種、形状、サイズ、重量明記）	有	無	
（吊り下げ方法、部 材、落下防止策明記）	有	無	
（吊り高さ（タッパ）、振り角度明記）	有	無	
設置台の図面と荷重	有	無	
アンプ設置図（必要電源容量、回線明記）	有	無	
○全体スケジュール表	有	無	
音響仕込みに必要な詳細スケジュール表	有	無	
サウンドチェック時間を明記	有	無	
○音響スタッフリスト	有	無	
（名前と所属・ポジション・連絡先明記）	有	無	取得資格等
中継録画・録音	有	無	
仕込み図	有	無	
回線表	有	無	

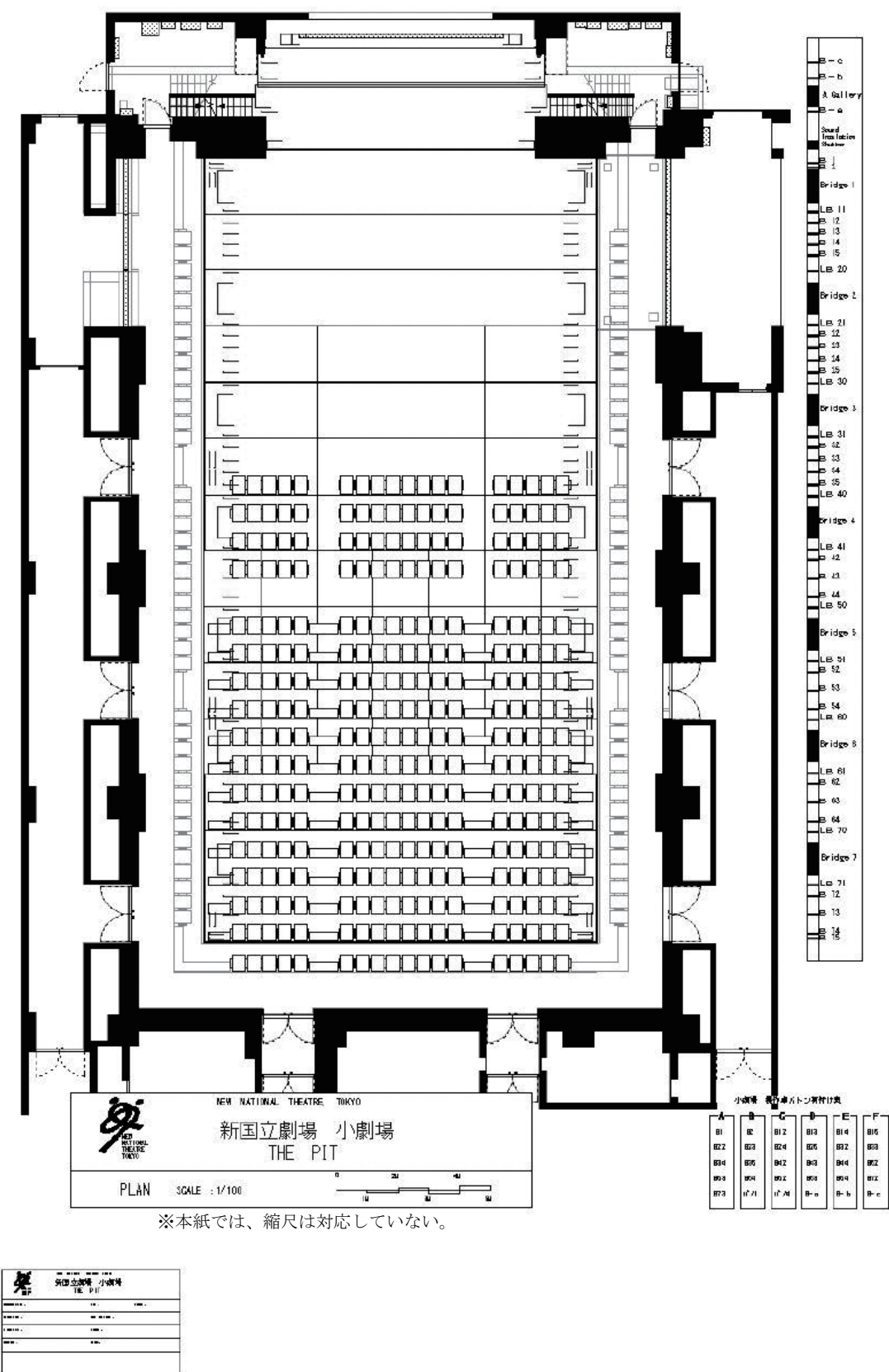
6) 公演側から劇場・ホール側へ提出（舞台）

項目	チェック		備考
舞台平面図	有	無	
舞台断面図	有	無	
吊りものの表	有	無	
道具帳	有	無	
エレベーションまたは模型写真	有	無	
機構進行表（舞台機構を使用する場合）	有	無	
バトンで特殊な使い方（フライング・ゴンドラなど）	有	無	
動力電源（リフターなど）	有	無	
備品リストを使用	有	無	
客席での登退場	有	無	
客席形状の変更	有	無	
キャスト・スタッフリスト	有	無	
楽屋割	有	無	
舞台稽古スケジュール	有	無	
禁止行為解除申請書	有	無	
通行許可書	有	無	
転換表	有	無	
	有	無	

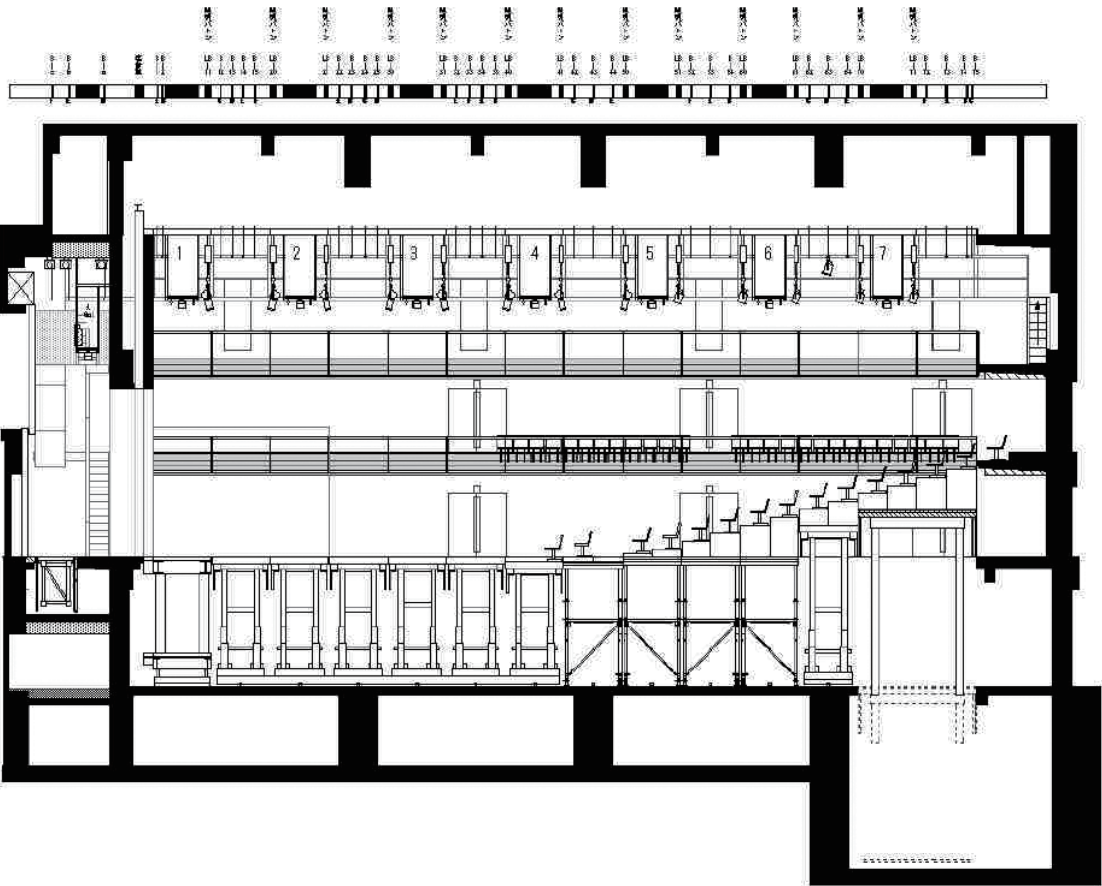
7) 打合せ表事例

〇〇劇場									
舞台関係 打合せ記録									
公演名		〇〇〇〇〇コンサート			利用日		20●●年 〇月〇日(〇) 9:00~22:00		
主催者		〇〇 〇〇(団体名称・代表者氏名)			代表者連絡先)Tel番号等 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇				
打合せ	打合せ日	2008年 〇月 〇日 15:00~			施設	〇〇 〇〇			
	主催担当	〇〇 〇〇			舞台全般	〇〇・〇〇・〇〇 乗り込みスタッフ			
	連絡先	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			客席案内	〇〇			
スケジュール					MEMO				
搬入・仕込	9:00~			催し物の簡単な内容			出演者	3名	
RH等	15:00			基本的な時間配分 劇場スタッフの助言が必要な場合もあり			関係者	20名	
開 場	18:00~			1部 エレクトーン&サクソ			舞 台 ス タ フ	舞	0
開 演	18:30~			2部 ピアノ&サクソ				照	0
終 演	~21:00			詳細は当日				音	0
バラシ	~22:00			当日の舞台進行(舞台監督)				他	映像
舞 台 関 係 主催者側) 進行 〇〇氏 (担当会社名: 連絡先:)									
担当	〇	◎ 緞帳 ナシ 中割り前(ホリゾント ナシ)			資料関係や使用備品 舞台関係の特記事項 劇場スタッフの助言が必要な場合もあり				
増員	0	◎ 出演者 イス・譜面台							
		◎ 上手 花台							
		◎ Pf ヤマハCFIII S 調律ナシ							
		劇場から発注する追加スタッフ							
照 明 関 係 主催者側) (担当会社名: 連絡先:)									
担当	〇	◎ 演奏 ネライ #W Pf/Sax/EL			資料関係や使用備品 照明関係の特記事項 劇場スタッフの助言が必要な場合もあり				
		◎ MC & コール #W PIN ナシ							
増員	2	◎ 花台 上手置き							
音 響 関 係 主催者側) (担当会社名: 連絡先:)									
担当	〇	1部 EL Solo SP持ち込み 電源のみ使用。 W/L Hand×1(電池備品) EL横にマイク置き							
		2部 Sax&Pf. 生演奏 ↓ 2部でも使用(Sax奏者)							
		VTR Line出し U列センター							
増員	0	録音 有り 三点吊り使用 CD-R 備品使用			資料関係や使用備品 音響関係の特記事項 劇場スタッフの助言が必要な場合もあり				
		PA席 無し							
		場内アナウンス AR-3000使用							
そ の 他									
客 席	固定席	ビデオ/撮影 ライン送り			申 請	消防	足元灯 消灯		
	★750席	入場者見込み数 600名				ナシ	コンセプト/ディフュージョン		
	移動席(補助椅子)					館内	誘導灯 消灯		
	★50席 ナシ					ナシ	ロスコタイプ		
	1F前12/奥30 2F 8	客席階段 ナシ							

8) 平面図事例<新国立劇場小劇場>



9) 断面図事例<新国立劇場小劇場>



劇場等演出空間運用基準協議会

<構成団体>

日本演出者協会
日本照明家協会
全国舞台テレビ照明事業協同組合
日本舞台音響家協会
日本音響家協会
日本舞台音響事業協同組合
日本舞台監督協会
舞台運営事業協同組合連合会
劇場演出空間技術協会
日本舞台技術安全協会
大道具事業協議会
全国公立文化施設協会
公共劇場舞台技術者連絡会
日本芸能実演家団体協議会
日本演劇興行協会
コンサートプロモーターズ協会

<オブザーバー>

電気設備学会

<協力>

空間創造研究所

劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン ver.2/2012

～ 公演にたずさわるすべての人々に ～

発行日	2012 年 7 月 1 日
編集・発行	劇場等演出空間運用基準協会 〒160-8374 東京都新宿区西新宿 6-12-30 芸能花伝舎 2F 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会内 Tel：03-5909-3060 Fax：03-5909-3061 E-mail：kijyunkyo@geidankyo.or.jp http://www.geidankyo.or.jp/kijunkyo
印刷所	株式会社 トービ

